

SOSHIN

DISCLOSURE

2023

営業レポート



佐々木とくえ「赤 桜島」

鹿児島相互信用金庫



CONTENTS / 目次

ごあいさつ	1	業務内容・取扱商品のご案内	23
当金庫の概要	2	預金業務	23
基本方針	2	融資業務	23
経営方針	2	内国為替業務	23
新3か年計画経営ビジョン (令和3年度～令和5年度)	3	信託代理・相談業務	23
組織図	4	証券業務	23
役員等	5	国際業務	23
職員数	5	その他の業務	23
総代会	6	サークル活動	24
当金庫の考え方	8	沿革	25
<そうしん>の地域社会貢献とその取組み	8	信用金庫と信金中央金庫	26
中小企業の経営の改善及び地域の 活性化のための取組みの状況	10	資料編	27
経営者保証に関する取組方針及び 「経営者保証ガイドライン」への取組状況	12	店舗一覧	70
ビジネスレポートの発行	13	店外ATM一覧表	72
地域の活性化に関する取組状況	13	営業地区と店舗配置	
公益信託	15		
地域・社会貢献活動	16		
組織会・組織会活動	17		
リスク管理について	18		
コンプライアンス(法令等遵守)	19		
当金庫における苦情処理措置・ 紛争解決措置等の概要	22		

このディスクロージャー誌の内容は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて作成しております。なお、この基準のほか、当金庫独自の項目も掲載しております。

PROFILE

名称／鹿児島相互信用金庫
本店営業部／鹿児島市泉町2番3号
本部／鹿児島市与次郎一丁目6番30号 電話(099)259-5222(代)

創立／昭和6年2月16日
店舗数／57店舗(代理店1店舗)
常勤役職員数／568人



ごあいさつ

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。ここに第92期の事業の概要と決算について報告するにあたり、平素のご愛顧とご支援に対しまして、心より御礼を申し上げます。

令和4年度の世界経済は、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価格の高騰や物価上昇により、各国におけるインフレ抑制のための金融引締め政策が進みました。

また、日本経済においても、世界各国が利上げに動く中、金融緩和策の維持を受けた内外金利差の進展により円安が進み、輸入価格の上昇、原材料高に伴う物価高を招いています。一方で、大企業を中心に、近年にない賃上げの動きも見られています。

鹿児島県内においても、これまでコロナ禍の影響を強く受けていた飲食・観光業の復調もうかがえるなど、持ち直しの動きが見え始めているほか、かごしま国体の開催や、インバウンドの再開など明るい話題もありますが、人手不足や原材料価格の高騰などの不安材料は未だ多く、今後、需要の回復をいかに取り込んでいけるかが課題と言えます。

こうした中で、令和4年度は、お客さまへの積極的なアプローチにより信頼関係を深め、お取引先の課題解決と地域創生に取り組みました。具体的には、ゼロゼロ融資先を中心とした事業継続のための本業支援、販路開拓やIT化支援、事業承継・M&A支援、補助金申請のサポートや各種支援機関との連携により、地域活性化事業等を実施いたしました。

今後も、地域経済や中小企業を取り巻く環境は、人口減少等の社会問題、原材料価格の高騰などにより、厳しさは続くものと思われまます。このような中、当金庫は、お取引先の課題解決に注力して、その成長に貢献し、お取引先の発展が地域活性化に繋がっていくことの役割を果たしてまいりたいと考えます。また、当金庫においては、それらの取組みを通じて職員が成長するとともに、働きがいを感じ、更なる取引先の課題解決を推進するという好循環を生み出していくことを目指してまいります。

さらに、経営環境に合わせてIT化やデジタル化を進め、事務の効率化・生産性向上を通じて、お客さまへの金融サービスの維持・向上にも取り組んでまいります。

DXの進展、脱炭素化など、私たちを取り巻く環境は急速に変化していますが、その変化に対応しつつ、会員の皆さま、地域の皆さまに愛され親しまれる金融機関としての使命を果たしてまいりますので、今後とも更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。



令和5年6月

鹿児島相互信用金庫 理事長 永倉 悦雄

基本方針

当金庫は金融業務を通じて、
地域社会の繁栄に奉仕し
日本経済の発展に貢献する。

経営方針

1. 経営の健全性を堅持し、金融機関の公共性を自覚して金庫の社会的信用を昂める。
2. 中小企業者並びに国民大衆の金融機関としての特性を発揮し、地域社会の経済的繁栄に貢献する。
3. 事業の安定成長のため自己資本の充実並びに資金量の増強を図る。
4. 組織機構の確立により、権限と責任を明確にする。
5. 全役職員の質的向上を図ると共に最良の労働環境を造成する。



SDGsでお取引先の課題解決と地域創生

当金庫は、平成30年10月に「そうしんSDGs宣言」を行い様々な活動を行ってきた。

地域を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少や事業所の減少、事業承継等様々な問題を抱え、厳しい状況が続いている。

持続可能な地域社会の実現を目指すには、当金庫自身の課題解決を図るだけでなく、お取引先へも広く周知することにより、SDGsの考え方に基づいた住み続けられるまちづくりの実現を目指した行動を実施することが求められなければならない。

～「SDGs」と「共通価値の創造」～

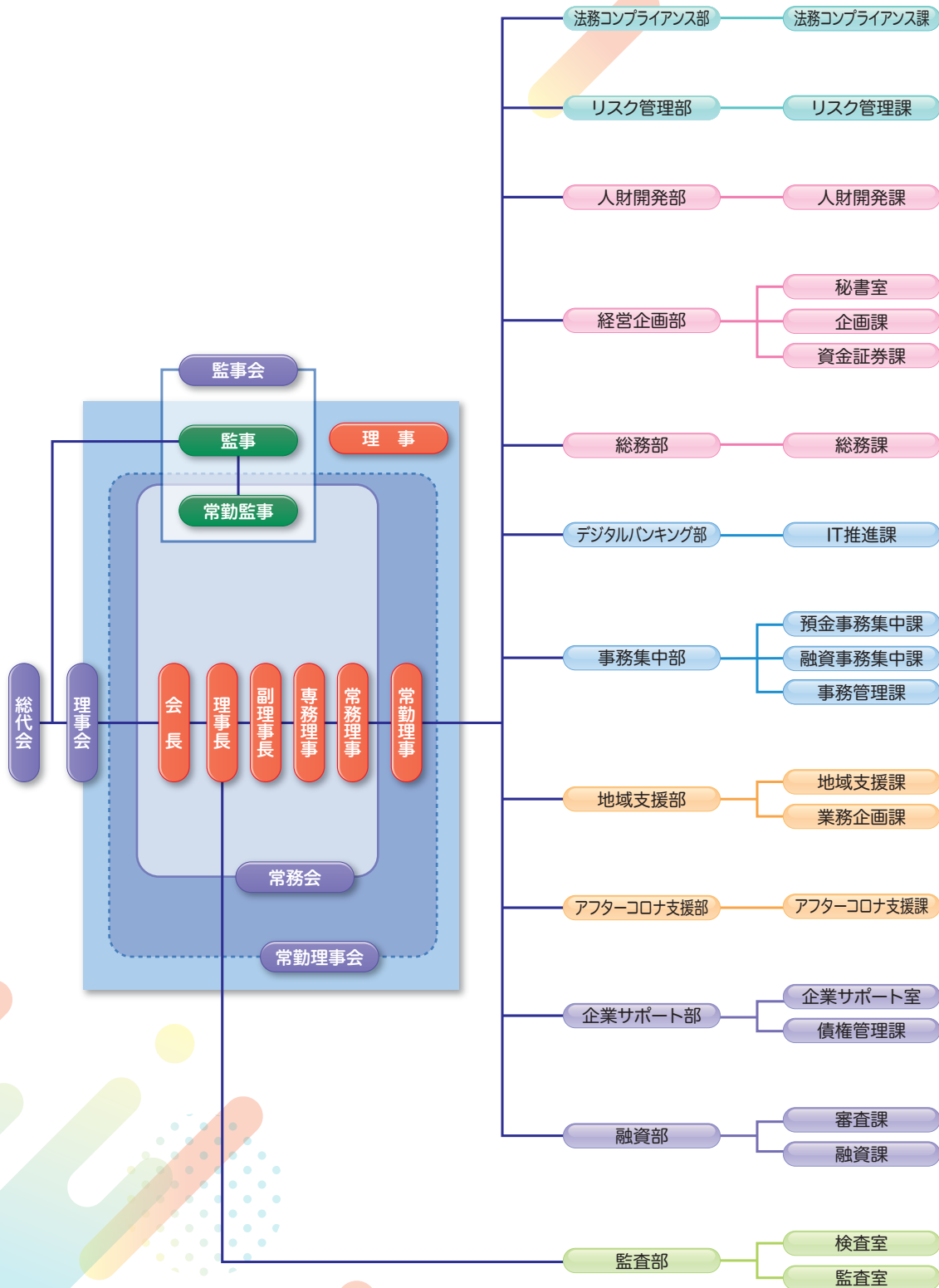
SDGs(Sustainable Development Goals,持続可能な開発目標)は世界が抱える経済的、社会的、環境的側面の問題を解決し、持続可能な社会をつくるために、2030年に向けて世界各国が合意した17目標と169のターゲットです。

当金庫も、これまで「超・地域密着経営」の発想のもと、信用金庫が持つ機能を活かして、地域の困りごと解決や持続可能性の向上に取り組んできました。これからも地域のお客さまの支えを経営基盤として、地域に貢献していくことが責務であり、金庫が持ちあわせている様々な機能を地域社会に活かし、地域との共通価値の創造に取り組んでいきます。



組織図

〈令和5年6月末現在〉



役員等

〈令和5年6月末現在〉



菊池 俊 永倉 悦雄 大迫 哲也

役員一覧

理事長 (代表理事) (総統括・監査部担当役員)	なが くら えつ お 雄 永 倉 悦 雄	理事 なか さき かつ き (本店営業部長兼上町支店長) 中 崎 克 樹
専務理事 (代表理事) (統括)	おお さこ てつ や 也 大 迫 哲 也	理事 つ まがり さだ とし ※1 津 曲 貞 利
専務理事 (代表理事) (統括)	きく ち さとし ※1 菊 池 俊	理事 たま がわ こう いち ろう ※1 玉 川 浩 一 郎
常務理事 (融資部・企業サポート部担当役員)	かじ ほら たか お 夫 梶 原 隆 夫	常勤監事 うえ の ひろ し 司 上 野 裕 司
常務理事 (経営企画部・総務部担当役員)	よね もり かつ し 志 米 森 勝 志	監 事 すぎ き かず こ 杉 木 和 子
理 事 (企業サポート部長兼融資部副担当役員)	しば た ひで お 雄 芝 田 英 雄	監 事 なか さき たか ほ 穂 中 崎 隆 穂
理 事 (人財開発部長兼法務コンプライアンス部・リスク管理部担当役員)	さか もと あき と 人 坂 元 明 人	監 事 ふく もと とら のり ※2 福 元 寅 典
理 事 (地域支援部・アフターコロナ支援部担当役員)	お がわ よう ぞう 三 小 川 陽 三	監 事 いわ もと ふみ お 雄 ※2 岩 元 文 雄
理 事 (事務集中部長兼デジタルバンキング部担当役員)	みず ぐち せい りゅう 水 口 正 流	

会計監査人 監査法人 北三会計社

※1 専務理事 菊池 俊、理事 津曲 貞利、理事 玉川 浩一郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 福元 寅典、監事 岩元 文雄は、信用金庫法第32条5項に定める員外監事です。

職員数

	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
男 性	433	404	385	374	356
女 性	201	202	191	200	201
合 計	634	606	576	574	557

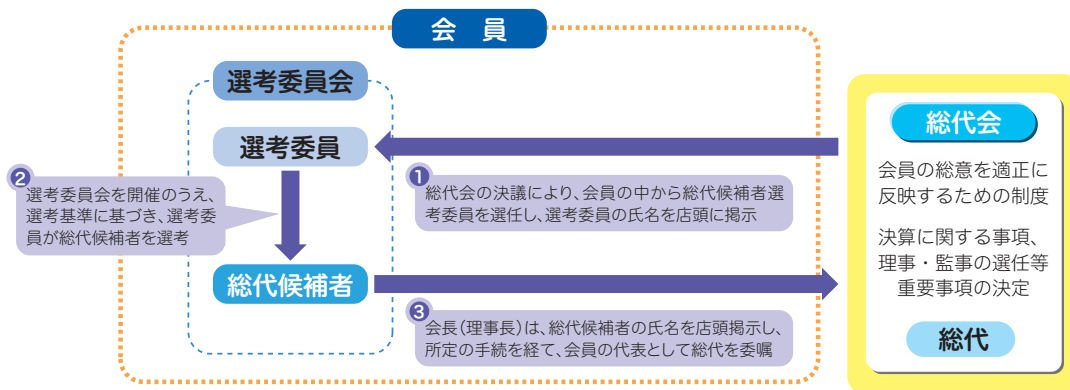
総代会

● 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を議決する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



● 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。なお、年齢が満80歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとします。総代の定数は、150人以上180人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、令和5年3月31日現在の総代数は152人で会員数は84,350人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任します(異議申立ができません)。

(3) 総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・ 当金庫の会員であること
 - ・ 定款第3条に定める地区内(奄美市及び大島郡を除く鹿児島県一円と宮崎県都城市)に営業店舗を持つ銀行・当金庫を除く信用金庫・信用組合の役員あるいは総代に現に就任しておらず、かつ当金庫総代就任期間中はこれらに就任しないこと
- ② 適格要件
 - ・ 地域における信望が厚く、総代候補者として相応しい人物であること
 - ・ 金庫との取引が良好であり、かつ、事業者の場合は経営内容が良好であること
 - ・ 金庫の経営理念をよく理解していること

● 総代・会員の皆さまからのご意見・ご要望について

当金庫では、総代会に限定することなく、総代の皆さまとのブロック別懇談会を実施しております。また、お客さま満足度調査や役職員による日々の訪問活動など、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

● 第92期通常総代会

令和5年6月26日、第92期通常総代会が開催され、次の報告事項および決議事項が原案どおり承認されました。
(総代総数150名／出席総代数114名、委任状によるもの35名、欠席1名)

(1) 報告事項

第92期(令和4年4月1日から令和5年3月31日)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 会員除名の件
- 第3号議案 所在不明会員除名の件
- 第4号議案 理事改選の件
- 第5号議案 監事追加選任の件
- 第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



総代会の様様

● 総代の皆さま

(順不同、敬称略。丸数字は総代の就任回数) 令和5年7月1日現在

1区 鹿児島北部、桜島 定数/31名 総代数/30名

徳永 進⑨
峰元 時秀⑦
寺田 昭博⑤
篤 俊治⑤
黒木 一正⑤
内村 二郎④
大津 裕美②
前田 隆夫⑦
福元 弘和③
山下 三秀⑤
池水 尚夫⑤
濱田 秀則③
中村 英幸③
中西 伸一⑫
有嶋 隆司⑫
吉崎 和穂②
村上 敦務⑤
中山 高士②
松田 賀光①
田中 幸夫⑫
岩尾 昌朗④
船倉 俊治③
井上 恒治④
本藏 高德②

2区 鹿児島市南部 定数/36名 総代数/35名

重久 政純⑫
江藤 正幸⑥
下柿 元修②
柳元 尚喜②
久木 田総③
上山 秀満③
松村 京晴①
三谷 貴夫①
柴田 良孝⑧
亀澤 秀樹③
岡村 謙①
黒木 義人⑦
西川 晃央①
平澤 正幸⑧
池田 耕一④
二石 清久②
楠八 重喜③
坪内 己喜③
川邊 信也③

3区 薩摩半島、長島 定数/36名 総代数/34名

宇都 建夫⑨
水溜 政典⑥
中本 拓治④
永田 芳道④
松野 禎久④
橋口 良一⑧
君野 建也⑤
今村 次典⑤

大室 文⑤
園正 和②
屋達 原①
富ヶ 悟⑧
丸山 悟⑧
奥 章三①
藤岡 芳政⑧
濱田 信行⑤
濁永 敏弘③
二町 一成①
西園 修一①
下 満⑩
岩崎 益男⑦
中村 健二郎④
上釜 孝一③
福永 光伸①
岩崎 孝和⑥
池島 信一③
仙來 隆洋⑤
田下 豊②
諏訪 孝輔④
木原 清①
木場 盛二①
長 鶴親⑤
山 正盛①

4区 大隅半島、霧島市、始良市 定数/44名 総代数/43名

鎌田 善政⑮
家村 信弘③
岩崎 一美①
高木 治邦①
植木 春生④
山下 正男⑤
米丸 西五男①
有村 孝治②
堂園 健二⑥
中島 仁④
益留 福一③
田代 啓太①
小園 文男①
佐藤 正巳⑦
鶴田 義昌④
下曾 小川省一②
河本 正男⑬
三浦 優⑧
五代 敏海①
楠田 茂男⑨
吉留 一幸⑤
村岡 博文⑤
下小野 田隆⑥

西元 勇①
中野 三郎①
松元 俊文⑥
松原 政文④
川野 淳一①
兒島 隆典⑧
金沢 芳久⑥
谷口 幹雄②
田中 幹徹⑨
池田 幸一⑥
山下 原庄①
宇都 健三郎①
川畑 一哉⑧
下ノ 堀隆史⑤
竹之内 信一①
森潤 一郎④
殿園 昭男④
君付 忠和①

5区 薩摩川内市、種子島 定数/33名 総代数/27名

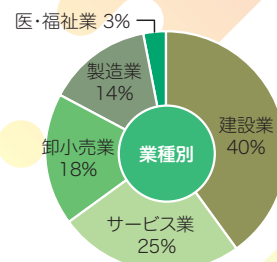
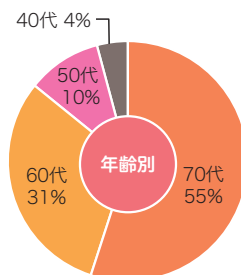
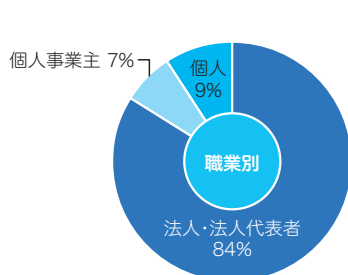
田中 実⑧
堂園 喜明⑤
愛川 清①
山口 知之①

山田 稔⑧
木原 清八郎⑧
中俣 知大⑧
小田 原浩②
植村 一①
平野 謙二①
野島 賢一⑧
平野 哲寛⑥
帯田 博美①
小城 年久⑧
堀内 庄志⑥
福山 純貴⑧
田中 純生⑧
押野 護⑧
藤田 勇⑥
吉井 清信⑤
福井 明紀①
里村 公喜①
熊谷 正澄⑦
石橋 正昭⑤
松本 昭博③
寺田 榮一③
山中 強①

※上記総代の方々には、個人情報の第三者への開示について、事前に同意をいただいて公表しております。

● 総代の属性等別構成比

*業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。



～〈そうしん〉は地域に、あなたに、 元気を発信しています～

出資金

会員数
84,350人
出資金残高
7,185百万円

〈そうしん〉の 地域経済活性化への取組みについて

〈そうしん〉は、奄美市及び大島郡を除く鹿児島県一円と宮崎県都城市を営業地区として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに貸出を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、地域の行事への参加や文化振興及び奉仕活動を行い、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

地域のお客さま・ 会員のみなさま



〈そうしん〉の貸出金運営についての考え方

当金庫は、地域金融機関として地域の中小企業や地域社会の繁栄に貢献することが信用金庫の使命であると考えております。貸出にあたっては、より多くのご利用をいただくために、小口多数取引をコンセプトに営業地区内の中小企業や個人の幅広い資金需要に積極的に取り組み、的確で迅速に対応することを基本姿勢としております。

貸出審査に際しましては、皆さまの大事な資金が地域社会、企業経営に有効に活用されるよう安全性、健全性、成長性等厳正に審査しております。

これからも貸出資産の健全性の堅持、向上に努め地域金融機関としての理念実現に邁進してまいります。

貸出金

貸出金残高
366,785百万円
預金積金に占める
貸出金の割合
61.34%

支援 サービス

お客さまからお預入れいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズにお応えし、地域経済活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しております。

※残高等の計数状況…40～42ページ

～貸出金以外の運用について～ 有価証券残高/86,565百万円

貸出金以外の資金は、預金積金の払い戻しに対応するため、信金中央金庫に預けたり、有価証券(国債や公社債等)で運用しています。有価証券については、適切なリスク管理のもとに分散投資しています。

※残高等の計数状況…43～45ページ

〈そうしん〉では、中小企業の経営支援をはじめ、地域活性化のため様々な支援を行っております。

- 創業支援
- 成長支援
- 事業承継支援
- 経営改善支援
- 地域創生支援

※取組状況…10ページ

預金積金

預金積金残高
597,910百万円

〈そうしん〉では、地域のお客さまの着実な資産形成のお手伝いをさせていただくため、様々な商品をご用意し、サービスの一層の充実に努めております。

(令和5年3月末現在)

※残高等の計数状況…40ページ



鹿児島相互信用金庫



本店営業部/鹿児島市泉町2番3号 本部/鹿児島市与次郎一丁目6番30号

創立/昭和6年2月16日

常勤役員数/568人

店舗数/57店舗(代理店1店舗)

地域・社会 貢献活動

地域行事への参加や文化振興及び奉仕活動等に積極的に取り組んでいます。

※地域・社会貢献活動…16ページ

地域活性化に向けた取り組みとして「そうしんまちづくり振興基金」を平成2年に創設し、毎年まちづくり事業へお手伝いをさせていただいております。

※公益信託…15ページ

組織会 活動

- 三紘会
事業主や会社経営者の方々に構成される団体です。
- ブレーン“21”
若手経営者の方々に構成される団体です。
- パールレディ会
女性会員で構成される団体です。
- 杉の子会
若い世代の方々に構成される団体です。
- おもと会
年金受給者の会員で構成される団体です。
- 信ちゃん友の会
金庫のOB・OGで構成される団体です。

※組織会・組織会活動…17ページ

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

● 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は、金融業務を通じて「地域社会の繁栄に奉仕する」という基本方針のもと、地域の中小企業および個人のお客さまへ安定した資金供給を行うこと、そして非金融面においても地域の活性化のための各種事業を積極的に展開することが、地域金融機関として最も重要な社会的使命と考え、あらゆる方面から取り組んでおります。

● 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

地域金融の円滑化のための基本方針、管理規程等を制定し、お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うために「金融円滑化推進チーム」を設置するとともに、お客さまからの相談窓口を設置し、地域金融の円滑化に取り組んでおります。

● 中小企業の経営支援に関する取組状況

1. 創業・新規事業開拓の支援

(1)「新規創業者等育成支援業務」の受託

平成25年7月から毎年度、鹿児島市の「新規創業者等育成支援業務」を受託し、同業務を行っています。令和4年度もソーホーかごしま等の創業支援施設へインキュベーションマネージャー(当金庫現役職員)を常駐させ、独立、開業を目指す相談者への事業計画立案のアドバイスや経営面のサポート、創業期にある施設入居事業者の支援、市民向けのセミナー企画・開催(運営)などを行いました。

①新規創業者等育成支援業務における創業予定者や事業者への助言・アドバイス

項目	令和4年度
相談件数	1,696件

②新規創業者等育成支援業務における創業者および融資実績

項目	令和4年度
新規創業者数	94人
融資実績	49件/212百万円

(2)そうしん創業者倶楽部

当金庫は、平成28年8月、「創業予定者」や、事業のライフステージの中で難しい時期にある「創業後3年以内の事業者」の支援、創業者支援を通じた地域経済の活性化を目的として「そうしん創業者倶楽部」を設立いたしました。

当金庫営業担当が定期的に創業者倶楽部会員を訪問する「創業アシスト訪問」を通じて創業期の課題解決のお手伝いを実施しております。

令和4年度の創業者倶楽部会員数は、106名となっております。

(3)女性のための創業支援

令和4年7月と11月に、女性の起業支援を目的に、「鹿児島県よろず支援拠点」との共催で「女性のための無料相談会～わちゃわちゃ交流会～」を開催いたしました。交流会では、ビジネスに役立つセミナーの他、よろず支援拠点の女性コーディネーターを交えて参加者同士の意見交換会も行われました。業種や年齢の垣根を超えた女性起業家同士の交流や人脈作りの場となりました。同年9月には、鹿児島市の新規創業者等育成支援業務の中で女性のための創業セミナーを開催し、一般社団法人女性起業家スプラウトの松永代表理事の講義や、グループセッションが行われました。

(4)地域課題解決型起業支援

昨年度に引き続き、鹿児島県「かごしま地域課題解決型起業支援事業」の執行団体に選定され、地域の課題解決を目的として新たに起業される方に対して、「起業支援金」補助金の交付並びに伴走支援等の業務を行っています。令和4年度は、約30名の起業希望者からの申し込みに対し、13事業者へ合計20,000千円の起業支援金の交付を決定しました。

(5)創業・新事業支援実績

項目	令和4年度
支援件数	61件
融資実績	20件/186百万円

(6)そうしん食の起業家養成アカデミー

豊富な食の資源を持つ鹿児島県にとって、飲食業は重要な産業ですが、廃業率が高いといった課題を有しています。そこで当金庫は、令和元年度から飲食業に特化した実践的な支援プログラム「そうしん食の起業家養成アカデミー」の提供を通じて、質の高い創業のための支援を実施しています。

令和4年度も第3期目となる事業を実施。総勢11名の3期生とともに創業に向けた様々なプログラムに組み込みました。また1期生、2期生を対象に、販路開拓支援(マルシェ出店サポート)や交流会を実施しました。



2. 成長段階における本業支援

(1) 支援実績(中小企業支援施策活用を含む)

項目	令和4年度
よろず支援拠点の活用	347件
補助金活用	380件
売上・販路支援	150件
人材支援	62件
その他	139件

(2) 地域商社室による本業支援

① 海外向け販路拡大推進事業

・セミナーおよび個別商談会

令和4年5月に、TOBO会経済&貿易セミナーをハイブリッドで開催しました。また令和4年6月に米国、香港、韓国向け、令和5年2月は香港・中国・ベトナム・マレーシア向けの食品輸出個別商談会をそれぞれ実施しました。特に、香港・中国・ベトナム・マレーシア向けの商談会では海外バイヤーを招聘し、対面・リモートの両方で活発な商談を行いました。

※輸出対象国と商談商品の事例

対象国	商談商品	対象国	商談商品
香港	農水畜産物	ベトナム	菓子・茶・加工食品
中国	焼酎	マレーシア	菓子・農水畜産物

・輸出商社事業

本事業は、当金庫及び県内5社が連携し、農産物・加工食品を混載輸出し、現地でテストマーケティングを展開する事業です。(対象商品:茶・菓子・インスタント食品・黒酢)。今年度はベトナムに向けた食品テスト輸出を実施しました。

② クラウドファンディング「マクアケ」の活用

当金庫は、国内大手クラウドファンディングの事業者である「マクアケ」と提携し事業者の方々の情報発信、資金調達の支援を行っています。令和4年度に開催したWEB商談会では参加事業者7社プロジェクト実施4社となりました。

③ かごしまの魅力発信プロジェクト

県内在住の外国人(技能実習生等)へかごしまの食・観光・自然などの情報を「専用サイト」を通じて情報拡散し、観光インバウンドの創出、輸出拡大の可能性を探りました。また県内就労が増加する外国人材との共生社会の実現も本事業の目的の一つです。令和5年2月には、インバウンド向け商品開発・販売を行っている取引先3社が、鹿児島県内の大学に通う外国人留学生の意見を聞き、商品のブラッシュアップに生かすための意見交換会を開催しました。

④ 本店ディスプレイコーナーを活用した地域特産品の紹介

本店営業部のディスプレイコーナーに地域特産品を展示し各自自治体のPRに活用いただいております。
(令和4年度展示自治体)南さつま市・日置市

⑤ 人材紹介支援

九州の信用金庫では初の「有料職業紹介事業」許可取得により、地域企業の人材確保に向け、更に踏み込んだ人材紹介支援を展開しております。また、人材会社等と連携を図り、多様化する人材ニーズ(幹部人材、専門人材、正社員、派遣社員、外国人実習生など)に対して各種支援メニューをご用意し、求人企業をサポートしております。

(3) 個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組み実績

融資商品	令和4年度
活力融資	35件/120百万
ご近所ローン	24件/125百万

3. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

(1) 中小企業支援ネットワーク強化事業

当金庫は「かごしま中小企業支援ネットワーク」に支援機関として参加しています。

(2) お取引先への提言等による事業計画策定支援

営業店・企業サポート部連携により、お取引先との経営会議等における経営改善提案等を通じて、事業計画策定支援を実施しております。

(3) 外部機関との連携等

鹿児島県中小企業再生支援協議会等への相談促進を図り、経営改善計画策定やバンクミーティング等に積極的に参加しております。

4. 事業承継支援

お取引先の事業承継をサポートするため、事業承継相談、事業継続支援、事業承継セミナー等を行っております。

(1) そうしん事業承継アドバイザー制度

平成28年9月、事業承継に悩みや相談事を抱えているお取引先の課題を解決することを目的として、「そうしん事業承継アドバイザー制度」を創設いたしました。当金庫アフターコロナ支援部や当金庫と連携する事業承継アドバイザー(※)等による無償経営アドバイス等のサポートを実施しております。

(※)そうしん事業承継アドバイザー

公認会計士、税理士、司法書士、中小企業診断士、社会保険労務士、建設業コンサルタント、フードプロデューサー、トータルコーディネーター等

(2) 令和4年度の取組み実績

項目	令和4年度
相談受付件数	71件
個別支援件数	20件

● 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特別」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ・お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたくうえで検討いたします。
 - ・上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ・経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
 - ・お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ・お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

項目	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	1,195件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	13.28%
保証契約を解除した件数	27件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

● ビジネスレポートの発行

当金庫では、鹿児島県内の中小企業の景況や経済トピックス等、お客様のビジネスに役立つ情報を「ビジネスレポート」としてまとめ、年に4回発行しています。

- 中小企業景気動向調査結果
- 鹿児島の経済トピックスやトレンド
- 県内で活力あるユニークな取組みをしている企業の紹介
- 報道機関や支援機関の紹介 等



● 地域の活性化に関する取組状況

1. SDGs(※)の取組み

(1)「そうしんSDGs宣言」

当金庫は、持続可能な地域社会の実現に貢献すること、SDGsの普及に努めることを目的として、平成30年10月、全国の信用金庫に先駆けて「そうしんSDGs宣言」を行いました。当該宣言に基づき、様々な取組みを展開しております。

《そうしんSDGs宣言》

そうしんは、「超・地域密着経営」の発想のもと、信用金庫が持つ機能を活かして、地域の困りごと解決や持続可能性の向上に取り組んできました。その実績と経験をもとに、地域のための金融機関として、更なる地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むとともに、環境保全活動へ貢献してまいります。また、地域の各主体とのパートナーシップの下、「SDGs(持続可能な開発目標)」の普及に努めてまいります。

【地域の社会的課題への取組み】

地域が抱える社会的課題に対して、当金庫が保有する様々な機能やネットワークを提供し、解決に向けた積極的な事業を展開いたします。

【地域の経済的課題への取組み】

地域が持つ資源を活かして、地域の産業、観光の活性化に取り組むとともに、金融支援や本業支援等を通じて、地域の皆さまが抱える経済面の課題に真摯に取り組んでまいります。

【地域の環境保全活動への貢献】

環境保全を推進する自治体や事業者等の皆さまの経営支援、事業展開支援を行うとともに、地域貢献活動への積極的な参加を通じて、地域の環境課題に取り組んでまいります。

(※) SDGs(エスディーゼーズ)

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために、2030年に向けて世界各国が合意した17の目標と169のターゲット。経済的、社会的、環境的側面に横断的に関わる課題を解決するために、政府・自治体などの公的セクターだけでなく、金融機関を含む民間企業の力が大いに求められています。



(2)「そうしんSDGsアワード」の開催

本アワードは、当金庫取引先のSDGs達成に向けた経営のお取組みを支援するとともに、県内の事業者へのSDGsの普及を図る目的で令和3年度から開始しました。

持続可能な地域社会の達成に資する活動を展開し、他者(社)のモデルになる活動を行っている法人や団体を、有識者の選考により表彰しています。



(3)大崎町SDGs推進協議会への参画

当金庫は、大崎町・慶應義塾大学SFC研究所との連携協定をもとに、奨学金制度である「リサイクル未来創生プログラムの共同開発」など地域において先導的な活動を実施してまいりました。

これまでの取組みをさらに前に進め、「すべてのモノがリユース・リサイクルされて循環する町(=循環型社会)」を実現したいという大崎町の理念に賛同し、「大崎町SDGs推進協議会」へ参画しました。令和4年度は同協議会と共催で、環境に配慮した企業活動を考えるプログラム「GREEN KAGOSHIMA in大隅」を開催しました。



(4)フコクしんらい生命との共同寄付スキームによる寄付金贈呈

当金庫およびフコクしんらい生命保険株式会社は、SDGsの達成に向けた取組みの強化、また信用金庫が所在する地域社会への貢献を目的として、保険販売を通じた共同寄付スキームの取組みを実施しています。令和4年度には、同スキームにより社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会に寄付金を贈呈いたしました。

2. 地域創生に関する取組み

(1) そうしん地域おこし研究所の設置と活動

平成29年8月、慶應義塾大学SFC研究所と「連携協力に係る覚書」を締結し、「そうしん地域おこし研究所」を創設しました。同研究所では、地域とのCSV（共通価値の創造）を目指し、地域創生等に関する研究活動を実施しています。

信用金庫らしい地域と一体となった地域創生の先進的な取組みの実現を目指した研究・開発を行い、実際に地域で実践・実装することで、地域・お客さま・当金庫の共通価値の創造を目指します。

(2) フードコレアラタ（日本財団「わがまち基金」事業）

そうしん地域おこし研究所が実施する、鹿児島島の食の課題解決を目指すプロトタイプ事業です。

本事業では、当金庫が主体となって「食を取り巻く社会・環境・経済の10年後」を見据えた創発的なコミュニティ形成を行い、コミュニティを通じて、地域や食の課題を解決するマイクロツーリズムや商品開発・販路開拓支援等のプロジェクトを展開することで鹿児島島の付加価値創出を目指します。



(3) 大崎町との事業承継支援ネットワークの構築

令和2年に大崎町が実施する「事業承継調査等業務委託事業」を受託し、同町の全事業者様の事業承継に関する意識調査を実施したことをきっかけとして、令和3年度から当金庫・大崎町・株式会社ライトライトとの協働により、「事業承継支援ネットワーク」の取組みを開始しました。令和4年度には、同ネットワークの仕組みを活用した事業承継の第1号案件が成約。セレモニーも開催されました。



(4) 3日間社長のカバン持ち体験

平成23年より地元学生の就職支援および地元中小企業の人材確保と魅力発信を目的として鹿児島国際大学との産学金連携事業「3日間社長のカバン持ち体験」を実施しております。12回目となる令和4年度は、受入企業18社、学生18名が参加しました。



(5) マネースクール

金融知識向上を目的に、小学生を対象とした「“ハローキッズ”マネースクール」を行っています。3年ぶりの開催となった令和4年度は、新栄支店で行われ、親子20名が参加しました。



公益信託

公益信託「そうしんまちづくり振興基金」は平成2年の創設以来、多くの方々にご利用いただき、32年間の助成実績は401件148,489千円となりました。

今後も、鹿児島県内における「まちづくり」に関する諸事業の実施や活動に対する助成を行うことで、地域の振興と明るく豊かな地域社会の発展に貢献してまいります。

令和4年度も多くのお問合せがあり、8件2,800千円の助成をさせていただきました。

01 始良市身体障害者協議会

「始良市・伊佐市・湧水町 身体障害者交流会 のぼり・旗製作事業」

交流会を通じ、ノーマライゼーションの考えを発信し、「人の住みやすい街」の構築に寄与することが期待されることより助成を決定致しました。



助成金額
80,000円

02 川跡ちょうちん通り会

「川跡ちょうちん通り会 にぎわい創出事業(提灯設置事業)」

本事業は、新型コロナの影響受け、客足が遠のいている現状を踏まえ、通り入り口にちょうちん設置を行うというものです。広く通りの名前を周知すると共に、明るく活気ある通りの演出を行う事で、地域の活性化に寄与すると思料し助成を決定致しました。

助成金額
1,000,000円

03 NPO法人 霧島エール会

「子どもと家族の懸け橋へ スタッフジャンパー・ のぼり製作事業」

当法人は、子ども食堂や弁当・物資提供の活動を行っています。本事業を通じ、より良質な事業を展開する事が地域の活性化に寄与する事より助成を決定致しました。



助成金額
270,000円

04 天孫降臨 霧島九面太鼓保存会

「かつぎ桶太鼓購入事業」

同団体は、活動を通じ霧島のPRや地域の発展に寄与しています。また、郷土芸能の後継者育成に取り組む事で、地域青少年健全育成にも貢献している事より助成を決定致しました。



助成金額
400,000円

05 Wind From The South 実行委員会

「Wind From The South のぼり製作事業」

本イベントは、沖永良部・与論島の素晴らしさを島外に発信していくものです。今後、イベントが継続されていく事で、開催地域のみならず、沖永良部・与論島の地域活性化にも寄与する事より助成を決定致しました。



助成金額
150,000円

06 鹿屋中央地区青年部

「スタッフジャンパー製作事業」

同部は、様々なイベントを開催することで鹿屋市のまちづくりに貢献しています。今後、より良質な事業を展開する事が地域の活性化に寄与する事より助成を決定致しました。

助成金額
300,000円

07 鹿児島県立指宿高等学校同窓会 柏会

「生徒制作絵本 『あつまれ!!まめのき食堂へ』 自費出版事業」

同校生徒が、子ども食堂でボランティア活動を行った体験を基に制作。絵本を指宿市内教育関連機関に配布を行うことで子ども食堂の地域における役割を周知し、まちづくりにおけるコミュニティの醸成に寄与する事より助成を決定致しました。



助成金額
200,000円

08 薩摩日置鉄砲隊

「器具一式購入事業(大将着用兜)」

当団体は、県内外でのお祭りで火縄銃の演武を行いながら古式砲術流儀の伝承活動を行っています。大将兜の新調で、より質の高い演武の再現が可能となり、地域文化の向上も図られることから助成を決定致しました。



助成金額
400,000円

地域・社会貢献活動

地域の暮らしの中で「そうしん」は金融機関としての本来の業務だけでなく、地域の行事への参加や、文化振興及び奉仕活動等に積極的に取り組んでいます。

新社会人のためのセミナー



杉の子会活動

各事業所の新入社員を対象とした「新社会人のためのセミナー」や地域活性化婚活イベント「ラブクエスト」など様々な活動を通じて、青少年の育成と地域の活性化に取り組んでいます。



婚活イベント「ラブクエスト」

社会貢献活動

社会貢献活動の一環として、「街頭募金」や「各種セミナー・相談会」など様々な活動を行っています。

愛の街頭募金



女性のための「わらわちや交流会」

地域行事への参加

鹿児島の夏の風物詩「おぎおんさあ」への参加や、「おはら祭り」はじめ各地域で行われる行事に積極的に参加し、「そうしん」の元気な姿を見て頂き、地域の活性化に努めています。

おぎおんさあ



おはら祭り

地域貢献活動

地域貢献活動の一環として、県下一斉清掃活動の実施のほか、毎週第二木曜日を信用金庫の日と定め、全店で早朝清掃作業を行っています。6月の信用金庫の日には「お茶いっぱいの日」を開催しています。

県下一斉清掃作業



お茶いっぱいの日

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部活動が中止・縮小となりました。

組織会・組織会活動



▶ 三絃会(信ちゃん会)

事業主や会社経営者の方々に構成される団体で、会員相互の健全な発展と親睦を図ることを目的として、各種講演会・研修会・イベント等を行っています。



▶ ブレーン“21”

若手経営者の方々に構成される団体です。精力的に講演会・研修会・委員会等を開催し、異業種交流や情報交換を通じて見識を高め合い、会員相互が健全に発展することを目的としています。



▶ パールレディ会

趣味やスポーツを通じた女性の交流の場として、講演会や演劇会等を開催し、会員の皆さまの新しい出会いをお手伝いします。



▶ 杉の子会

皆さまの「おもしろ“そう”」の声を形に！
会員の皆さまが教養を身につけ感性豊かな社会人に成長することを目的として、各種セミナーやイベント等を開催し、鹿児島県の若者を全力でサポートしています。



▶ おもと会

会員の皆さまのセカンドライフをもっと豊かなものにするために、地域での交流を通じて会員の皆さまのお付き合いの輪を広げます。



▶ 信ちゃん友の会

金庫OB・OGで構成される団体です。相互扶助の理念に立ち、会員の福利の増進及び親睦をはかると共に当金庫の発展に寄与することを目的としています。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止・縮小での開催となりました。

当金庫の考え方

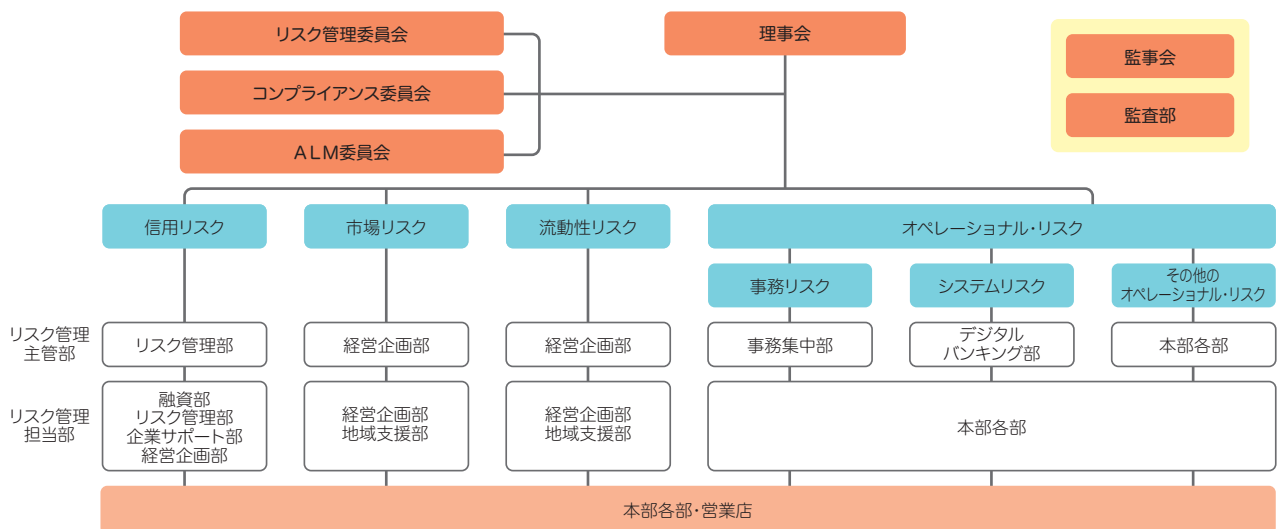
リスク管理について

● リスク管理態勢

IT技術の進歩や市場経済のグローバル化により金融のビジネスモデルは多様化し、近年の気候変動や新型コロナウイルス感染症の影響など金融機関を取り巻くリスクも多様化し、複雑化しています。

このような環境下、当金庫は金融機関としての高い信頼性を維持するため、リスク管理を重要課題と位置づけ、リスク管理態勢を構築し、経営の健全性の確保を図っています。経営に関する様々なリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク、オペレーショナル・リスク(事務リスク、システムリスク、イベントリスク、風評リスク、法務リスク)、顧客保護等管理、自己資本管理に分類し、それぞれに主管部を定め、リスク管理委員会がリスク全体を統合的に管理するなど統合的リスク管理態勢の充実・強化に努めています。

● リスク管理態勢図



● 各リスクの管理態勢

信用リスク管理について

信用リスクとは主に取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では信用リスクが経営に最も影響を与えるリスクの一つと位置づけ、与信取引に係るリスクを的確に認識・評価し、適切なリスク管理を行うことにより、資産の健全性の維持と向上に努めています。また、厳格な自己査定の実施によりリスクを適正に把握するなど、信用リスク管理態勢の整備・確立に取り組んでいます。

市場リスク管理について

市場リスクとは金利、有価証券の価格、為替など市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。当金庫では市場リスクを適正に把握し経営体力・特性を十分認識したうえで、リスク・プロファイルに見合った収益を確保するため、市場リスク管理態勢の整備・確立に努めています。

流動性リスク管理について

流動性リスクとは運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクです。当金庫では市場流動性の状況に適切に把握し対応するとともに、資金調達・運用の構造に即した適切かつ安定的な資金繰りのため、流動性リスク管理の充実に取り組んでいます。

オペレーショナル・リスク管理について

オペレーショナル・リスクとは金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外部的要因により損失を被るリスクなどです。当金庫ではオペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、イベントリスク、風評リスク、法務リスクの5つに分類し、それぞれのリスクごとに管理態勢を構築して適切に管理するよう取り組んでいます。

事務リスク管理について

事務リスクとは役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では常に事務リスク発生危険を把握し、厳正な事務処理に努めています。また、検証態勢や研修、指導の強化と、業務のシステム化・本部集中化による効率化を図るなど事務リスク管理態勢の充実に努めています。

システムリスク管理について

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクです。当金庫はコンピュータシステムの障害による停止やインターネットを利用したサービスの普及に伴うサイバー攻撃の深刻化などにも適切に対応すべく、金庫の情報資産保護のために管理態勢を整備し、適切なシステム管理を行っています。

コンプライアンス(法令等遵守)

当金庫は地域金融機関として社会的責任と公共的使命を自覚し、地域社会の皆様から寄せられる信頼にお応えし、これまで以上の金融サービスを提供していく立場から、コンプライアンスを最重要課題と位置づけ、「そうしんコンプライアンス宣言」を行い、役職員一丸となって取り組んでいます。

そうしんコンプライアンス宣言

私たち鹿児島相互信用金庫役職員は、お客様に信頼され、選ばれる「そうしん」を目指して、コンプライアンス重視の企業風土を確立していくことを宣言します。

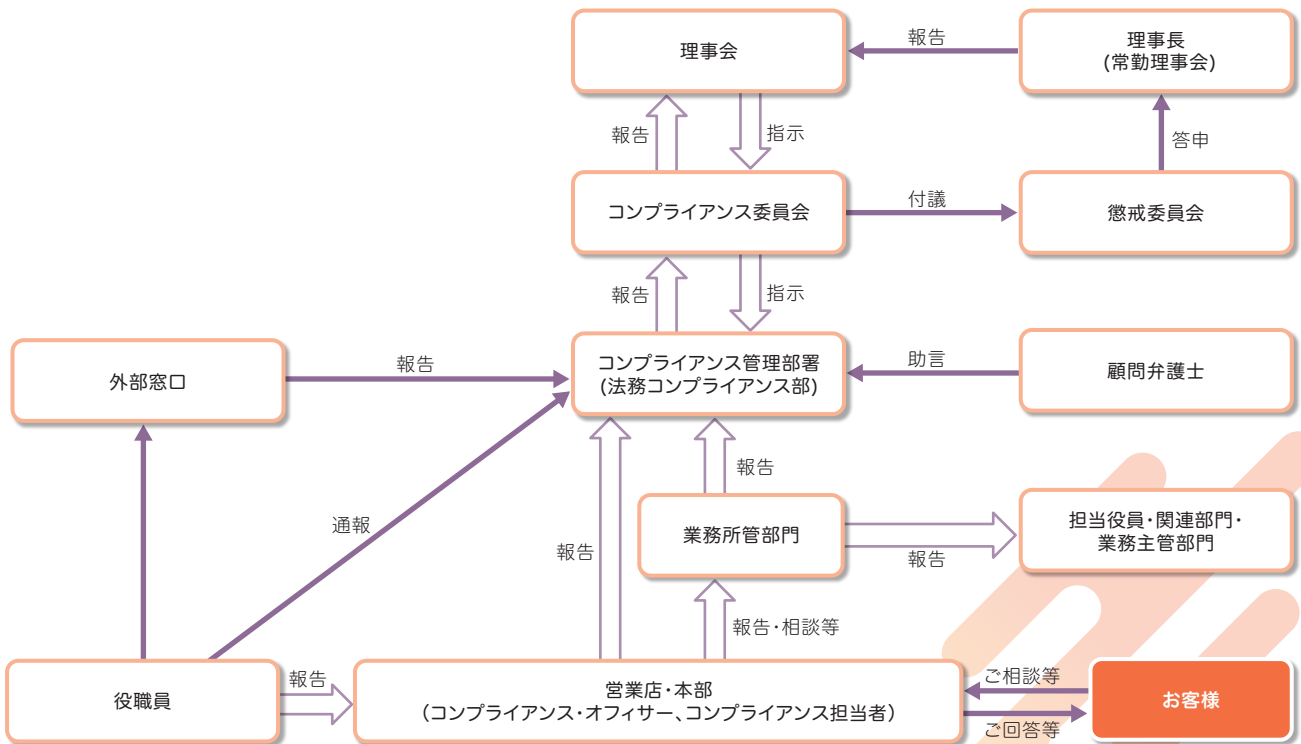
【宣言】

1. 私たちは、鹿児島相互信用金庫「法令等遵守方針」、「そうしん行動綱領」を遵守します。
2. 私たちは、一人ひとりのお客様に対し、「そうしん おもてなし宣言」に沿って誠実かつ公正に向き合い、良識と良心に従って行動します。
3. 私たちは、信用失墜に繋がる事務ミスや不祥事等の撲滅を目指し、地域における信頼を揺るぎのないものとします。
4. 私たちは、コンプライアンスを遵守し、コンプライアンスに反する指示・命令には、凛とした姿勢で拒絶し、その是正を図ります。

平成30年8月1日

鹿児島相互信用金庫

●コンプライアンス態勢図



コンプライアンス態勢強化への取組み

コンプライアンスを実現するための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎年度理事会において決議し、それに基づいた取組みを着実に実施しております。

具体的には、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し庫内イントラネット等に公開のうえ、階層別研修やコンプライアンス管理者を対象とした研修の実施等、さまざまな活動を通じてその周知徹底を図るとともに、法令等遵守に対する経営陣の積極的関与とコンプライアンスの一元的管理体制の強化を通してチェック体制の整備等を進めております。

また、「コンプライアンス・プログラム」については、四半期毎に進捗状況等をコンプライアンス委員会等に報告し、検証と問題点の把握と課題の解決に努め、高いレベルのコンプライアンスの実践に向けた不断の取組みを進めております。

内部通報制度

当金庫並びに当金庫役職員についての法令等に違反する行為等に関する内部通報への適正な対応の仕組みを定めることにより、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営を実践することを目的に「公益通報者保護規程」を制定し、内部通報制度を運用しております。

実効性のある内部通報制度は、当金庫の自浄作用の向上やコンプライアンス重視の経営に寄与し企業価値の向上につながる应考虑、各種会議や研修、コンプライアンス勉強会等において、内部通報制度の内容及び重要性について当金庫の従事者に対して周知を図っております。

<内部通報制度の受付窓口と通報手段>

	内部窓口	外部窓口
受付窓口	コンプライアンス委員長、コンプライアンス担当役員、 法務コンプライアンス部長、常勤監事、 法務コンプライアンス部、人財開発部	弁護士事務所
通達手段	郵便、内線、専用電話、電子メール、面談	郵便、専用電話、電子メール

お客様からの現金や通帳・証書等のお預かりについて

当金庫では、職員がお客様のご自宅や職場等にて現金、小切手、通帳・証書、預金払戻請求書、キャッシュカード・ローンカード等をお預かりする場合には、必ずタブレット端末への電子サインをいただくか、または当金庫所定の「受取書」「受取証」「お預かり証」をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえお受け取りいただきますようお願い申し上げます。

タブレット端末への電子サインや、当金庫所定の「受取書」「受取証」「お預かり証」以外のもの（名刺やメモ等）を使用してお預かりすることはございません。

電子サインをしていない、または「受取書」等の発行がなかった場合には、営業担当者または下記窓口までお申し付けください。

お問い合わせ窓口

・法務コンプライアンス部 TEL 0120-525-651【9:00～17:00(土・日・祝除く)】

・ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/kasosin/> (お問い合わせ・Q&Aよくあるご質問)まで

当金庫におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる対応について

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を未然に防止するため、「犯罪収益移転防止法」並びに金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ガイドライン」等の関係法令等を遵守し、引き続き一層の取組強化に努める方針としております。

また、お客様のお取引が『犯罪収益の移転の危険性が高い取引』に該当すると認識した際は、当金庫は速やかに「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的な取引モニタリングの実施や取引制限を行うこととしております。

また、ホームページにおいて、金融当局ならびに鹿児島県警の指導により、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクが高いと判断せざるを得ない一部のお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施や、お客様情報のご提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じて、当該お取引をお受けいたしかねる、または一部お取引を制限させて頂くことがあります。

お客様にかかる情報の定期的な確認について

金融機関においては、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための管理態勢強化が求められており、当金庫では関係省庁と連携しながら対策を進めております。

このような背景から、当金庫では金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」を踏まえ、既にお取引のあるお客様につきましても、お取引目的やおお客様に関する情報等をダイレクトメール等により定期的に確認させていただいております。

同書を受領されたお客様は、大変お手数ではございますが、同封の書類に記入の上、必要書類を添付いただきご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、個人のお客様におかれましてはWEBによる回答も受け付けております。同書記載の二次元(QR)コードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、提出サイトへお進みいただき、ご回答願います。

金融システムの健全性維持、ならびに安心・安全にお取引いただくための取り組みでありますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

反社会勢力との関係遮断に向けた取り組み

当金庫では「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断する体制を整備しています。

具体的には、反社会的勢力との取引の未然防止に努めるとともに、契約書や規程等に暴力団排除条項を導入し、取引開始後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、外部専門機関と連携の上、適切に対応しています。

「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性及び健全性を確保するために、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めています。

1. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、関係を遮断します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対しては、職員の安全を確保しつつ、組織として対応し、断固として拒絶します。
3. 反社会的勢力に対しては、資金提供および不適切な便宜供与は行いません。
4. 反社会的勢力の対応に際し、適切な助言、協力を得ることができよう、平素から外部専門機関との連携強化を図ります。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

当金庫の考え方

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または地域支援部で受け付けています。

- 1 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

受付窓口	鹿児島相互信用金庫 地域支援部
住 所	〒890-0062 鹿児島市与次郎一丁目6番30号
電話番号	☎0120-197-005
受付日時	平日 9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、また、お客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 4 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんぎん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記地域支援部へご相談ください。

全国しんぎん相談所【一般社団法人全国信用金庫協会】	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く) 9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

- 5 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等、鹿児島県・熊本県弁護士会が設置運営する紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、地域支援部または上記全国しんぎん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00 13:00~16:00

名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00 13:00~16:00

名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00 13:00~17:00

名 称	鹿児島県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒892-0815 鹿児島市易居町2番3号
電話番号	099-226-3765
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~16:00

名 称	熊本県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11
電話番号	096-325-0913
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:00~17:00

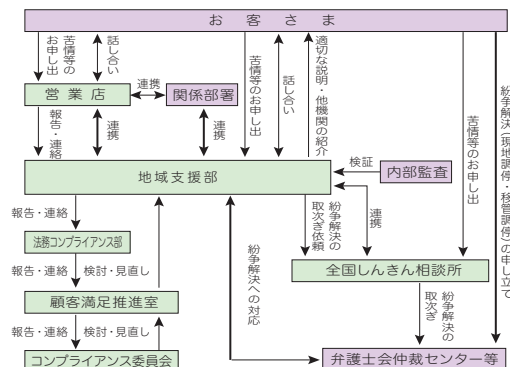
- 6 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんぎん相談所または当金庫地域支援部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<https://www.shinkin.co.jp/kasosin/>)をご覧ください。

- (1)現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
例えば、お客さまは、熊本県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。
※鹿児島県弁護士会の紛争解決センターでは、現地調停の手続きはできません。
- (2)移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。
例えば、鹿児島県弁護士会の紛争解決センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

- 7 当金庫の苦情等の対応
当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1)営業店および各部署に責任者を配置するとともに、法務コンプライアンス部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および地域支援部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を営業店、関係部署および地域支援部が連携して行います。
- (4)お客さまからの苦情等のお申し出は、「全国しんぎん相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7)苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8)苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10)苦情等への取組態勢



業務内容・取扱商品のご案内

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金等

鹿児島相互信用金庫は、お客さまの豊かな暮らしづくりのお役に立てるよう、家計簿がわりの総合口座から、スーパー定期、定期積金、外貨預金をはじめとした、さまざまな種類の預金商品をご用意しております。暮らしの夢の実現にぜひ当金庫をご利用ください。

融資業務

手形貸付、証書貸付、当座貸越および手形の割引等

鹿児島相互信用金庫は、お客さまのライフステージや事業発展のお手伝いをさせていただけるよう、いろいろな種類の融資商品をご用意しております。また、パソコン・タブレット・スマートフォンでお申込みできる（Web申込）商品もご用意しております。これからも企業の発展やお客さまのゆとりのある暮らしを願い、皆さまのニーズに的確にお応えしてまいります。

内国為替業務

鹿児島相互信用金庫は、全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協、ゆうちょ銀行等へのお振込や手形・小切手の取立などを取り扱っております。

信託代理・相談業務

鹿児島相互信用金庫は、金融の自由化やお客さまのニーズの多様化が進むなか、より一層のサービスの拡充をめざして、「信金中央金庫の代理店として信託業務の取扱い」・「年金相談会」に取り組んでおります。

証券業務

鹿児島相互信用金庫は、お客さまの資産形成にお役に立てるよう、預金の他に国債・投資信託・私募債を取扱っております。有利で便利な商品サービスを提供し、お客さまのニーズに積極的に取り組んでまいります。

国際業務

鹿児島相互信用金庫は、中小企業の皆さまの海外とのお取引や個人の皆さまの海外へのご旅行、ビジネスをお手伝いするため外国為替業務を行っております。さらに、地域の皆さまの国際化の一助として平成2年より毎年海外トレードミッションTOBO会を開催しております。

その他の業務

代理業務（日本銀行歳入代理店、地方公共団体の公金取扱業務等）、保険窓販業務等

サークル活動

軟式野球部
Rubber-ball
baseball



マラソン
同好会
Marathon



ボート部
Boat



バレーボール
同好会
Volleyball

釣同好会
(如水会)
Fishing



サッカー部
Soccer



テニス部
Tennis



音楽同好会
Music



卓球部
Table
tennis



当金庫の動き		一般社会の動き
志布志支店を移転	令和 5年 1月	
国分支店および隼人支店を移転	令和 4年 3月	
西原支店を鹿屋支店内に移転	令和 3年 4月	
創立90周年	令和 3年 2月	
東郷出張所を大小路支店内に移転	令和 2年10月	
預金量6,000億円突破	令和 2年 7月	
	令和 2年 4月	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令
脇本代理店を阿久根支店に統合	令和 2年 2月	
	令和元年10月	消費税率10%へ
「野田支店」新築移転オープン	平成31年 2月	
「加治木支店」新装オープン	平成30年 5月	
「隈之城支店」新装オープン	平成29年 1月	
	平成28年 1月	マイナンバー制度開始
「大崎支店」新装オープン	平成27年 1月	
	平成26年 4月	消費税率8%へ
「そうプラザあらた」オープン 鴨池出張所を荒田支店に統合	平成25年11月	
ISO14001(環境マネジメントシステム)の認証取得	平成25年 6月	富士山世界文化遺産登録
「そうプラザ いずみ」オープン	平成24年 4月	
「高見馬場支店」新装オープン	平成24年 4月	
鹿児島市与次郎一丁目 新本部ビル落成	平成23年 7月	
預金量5,000億円突破	平成23年 4月	
	平成23年 3月	東日本大震災 九州新幹線全線開業
創立80周年	平成23年 2月	
「原良支店」環境配慮型店舗 として新築移転オープン	平成21年11月	
	平成20年 9月	リーマンショック
	平成19年10月	ゆうちょ銀行設立
「吉野支店」新築移転オープン	平成18年11月	
	平成18年 7月	鹿児島県北部豪雨災害
	平成16年 3月	九州新幹線開業
川内信用金庫と合併	平成16年 2月	
	平成15年 3月	イラク戦争
新人事制度の導入	平成14年 3月	
	平成13年 9月	米国同時多発テロ事件
創立70周年	平成13年 2月	
リサイクルシステム運営開始	平成13年 2月	
本部LAN開始	平成11年 3月	

当金庫の動き		一般社会の動き
	平成11年 1月	ユーロ(欧州統一通貨)スタート
投信窓販業務開始	平成10年12月	
	平成10年 2月	長野オリンピック開催
	平成9年 7月	香港、中国へ返還
インターネットに ホームページ開設	平成8年 6月	
	平成7年 3月	地下鉄サリン事件発生
	平成7年 1月	阪神淡路大震災発生
私募債募集と管理業務開始	平成6年 6月	
	平成5年 8月	8・6豪雨災害、鹿児島を襲う
本店増築落成	平成4年11月	
テレビコマercial開始	平成4年 9月	
	平成4年 8月	不況深刻化、 大型景気対策を発動
	平成3年12月	ソ連邦消滅
創立60周年	平成3年 2月	湾岸戦争(1月~2月) 多国籍軍勝利
預金量4,000億円突破	平成2年12月	
公益信託「そうしんまちづくり 振興基金」を創設	平成2年10月	
	平成2年 8月	イラク、クウェート侵攻
外国為替業務本店で 取扱い開始	平成元年10月	
	平成元年 4月	消費税実施
	昭和64年 1月	昭和天皇崩御
預金量3,000億円を突破	昭和63年12月	
第3次オンラインスタート	昭和63年 5月	
	昭和63年 3月	青函トンネル開通
	昭和62年 4月	国鉄民営化
預金量2,000億円突破	昭和59年12月	
	昭和59年11月	千円・5千円・1万円の新札発行
創立50周年	昭和56年 2月	
外貨両替業務開始	昭和53年 5月	成田空港開港
預金量1,000億円突破	昭和50年12月	
普通預金オンライン開始	昭和50年11月	
	昭和50年 7月	沖縄海洋博覧会開催
コンピューターFACOM 230-25導入	昭和45年 6月	
	昭和45年 3月	日本万国博覧会開催
日本銀行との当座取引開始	昭和42年 6月	
	昭和42年 4月	鹿児島市と谷山市が合併
	昭和39年10月	東京オリンピック開催
預金量100億円突破	昭和39年 8月	
鹿児島杉の子会発会	昭和39年 1月	
新本店(現本店)新築落成	昭和38年12月	
	昭和30年 9月	ニッケル50円硬貨誕生
	昭和30年 4月	アルミ1円硬貨誕生
鹿児島企業信用金庫と合併	昭和30年 1月	
信用金庫法施行により 「鹿児島相互信用金庫」と改称	昭和26年10月	ルース台風襲来
鹿児島相互信用組合と改称	昭和25年 2月	500円札登場
保証責任鹿児島相互信用 購買利用組合と改称	昭和22年 6月	
	昭和22年 4月	6・3・3制の実施
保証責任鹿児島相互信用 利用組合と改称	昭和10年 4月	
有限責任鹿児島種苗信用 利用組合創立	昭和 6年 2月	金融恐慌世界に蔓延

信用金庫と信金中央金庫

信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

概要

創 立

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

上 場

2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました(証券コード 8421)。

資金量

36兆円



会員数

254金庫



役職員数

1,258人



拠点数

国内14拠点
海外6拠点



事業内容

信金中金は、さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



財務諸表

貸借対照表	30
損益計算書	31
剰余金処分計算書	31
会計監査人の監査	31
財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性を 確認した旨の代表者署名	31
退職給付制度の概要	35
退職給付債務に関する事項	35
退職給付費用に関する事項	35
退職給付債務の計算の基礎に関する事項	35

経営指標

令和4年度の事業概況	36
最近5年間の主要な経営指標の推移	37
業務粗利益、業務粗利益率	37
資金運用収支の状況	37
役員取引等収支の状況	37
その他業務収支の状況	37
業務純益、実質業務純益、コア業務純益、 （投資信託解約損益を除く。）	37
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回	38
受取利息及び支払利息の増減	38
総資金利鞘	38
総資産利益率	38
役員員の報酬体系について	39

預金

預金種類別平均残高	40
定期預金金利種類別残高	40

貸出

貸出金科目別平均残高	40
貸出金業種別残高・構成比	40
貸出金利種類別残高	41
貸出金使途別残高	41
貸出金担保別残高	41
債務保証見返担保別残高	41
貸倒引当金残高	41
貸出金償却額	41
預貸率	41
特定海外債権残高	41
信用金庫法開示債権 及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	42

有価証券

保有有価証券の種類別残高・平均残高	43
商品有価証券の種類別残高・平均残高	43
預証率	43
公共債引受額	43
公共債ディーリング実績	43
有価証券の残存期間別残高	43

時価等情報

有価証券関係	44
デリバティブ取引関係	45
金銭の信託関係	45

連結財務諸表等

連結貸借対照表	46
連結損益計算書	46
連結剰余金計算書	47
事業の種類別セグメント情報	50
連結後の信用金庫法開示債権	50

子会社等

金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	51
----------------------------	----

経営指標（連結）

直近の事業年度における事業の概況	51
5連結会計年度における主要な経営指標の推移	51

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

I. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項	52
【自己資本調達手段の概要】	53
【オペレーショナル・リスクに関する事項】	53
(2) 自己資本の充実度に関する事項	54
【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】	55
(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	56
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	56
【リスクの管理の方針及び手続きの概要】	57
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	57
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	57
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	58
【標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項】	58
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	58
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	58
【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	58
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	59
【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	59
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	59
イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）	59
ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）	59
【証券化エクスポージャーに関する事項】	60
(7) 出資等エクスポージャーに関する事項	60
イ. 貸借対照表計上額及び時価	60
ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	60
ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	60
ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	60
【信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	61
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	61
(9) 金利リスクに関する事項	61
【金利リスクに関する事項】	61

II. 連結における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項	63
【連結の範囲に関する事項】	64
【自己資本調達手段の概要】	64
【オペレーショナル・リスクに関する事項】	64
(2) 自己資本の充実度に関する事項	65
【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】	66
(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	67
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	67
【リスクの管理の方針及び手続きの概要】	68
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	68
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	68
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	68
【標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項】	68
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	68
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	68
【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	68
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	68
【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	68
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	69
イ. 連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）	69
ロ. 連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）	69
【証券化エクスポージャーに関する事項】	69
(7) 出資等エクスポージャーに関する事項	69
イ. 連結貸借対照表計上額及び時価	69
ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	69
ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	69
ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	69
【信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	69
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	69
(9) 金利リスクに関する事項	69
【金利リスクに関する事項】	69
(10) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	69

決算の状況

財務諸表

■貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科目	期別	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
(資産の部)			
現金	金	9,637	8,513
預け	金	183,516	197,458
買入金銭債権		669	636
金銭の信託		300	300
有価証券		86,820	86,565
国債		10,315	9,756
地方債		34,805	32,233
社債		21,573	24,048
株式		1,928	1,900
その他の証券		18,197	18,627
貸出金		369,933	366,785
割引手形		1,612	1,497
手形貸付		16,094	16,219
証書貸付		333,154	328,962
当座貸越		19,071	20,106
外国為替		220	46
外国他店預け		207	37
取立外国為替		12	8
その他資産		3,508	3,554
未決済為替貸		99	106
信金中金出資金		2,462	2,462
前払費用		49	34
未収収益		552	584
金融派生商品		0	—
その他の資産		343	364
有形固定資産		13,443	13,069
建物		4,423	4,307
土地		7,935	7,716
リース資産		164	132
建設仮勘定		—	14
その他の有形固定資産		920	898
無形固定資産		62	115
ソフトウェア		26	79
その他の無形固定資産		36	36
前払年金費用		431	509
繰延税金資産		1,726	1,581
債務保証見返		5,836	5,021
貸倒引当金		△ 4,935	△ 3,443
(うち個別貸倒引当金)		(△ 4,454)	(△ 3,096)
資産の部合計		671,171	680,714

科目	期別	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
(負債の部)			
預金積金		600,118	597,910
当座預金		4,004	3,893
普通預金		284,486	299,965
貯蓄預金		2,350	2,334
通知預金		0	0
定期預金		286,309	271,056
定期積金		16,760	15,431
その他の預金		6,205	5,229
借入金		35,000	50,000
借入金		35,000	50,000
その他負債		1,098	1,160
未決済為替借		139	160
未払費用		128	189
給付補填備金		5	4
未払法人税等		34	14
前受収益		276	267
払戻未済金		46	63
払戻未済持分		14	13
金融派生商品		0	—
リース債務		164	132
その他の負債		287	315
賞与引当金		294	288
退職給付引当金		48	—
役員退職慰労引当金		108	98
その他の引当金		377	391
再評価に係る繰延税金負債		654	611
債務保証		5,836	5,021
負債の部合計		643,537	655,483
(純資産の部)			
出資金		7,249	7,185
普通出資金		4,249	4,185
優先出資金		3,000	3,000
利益剰余金		19,871	20,335
利益準備金		4,575	4,651
その他利益剰余金		15,295	15,684
特別積立金		14,540	14,540
当期末処分剰余金		755	1,144
会員勘定合計		27,121	27,521
その他有価証券評価差額金		△ 571	△ 3,269
土地再評価差額金		1,084	978
評価・換算差額等合計		513	△ 2,290
純資産の部合計		27,634	25,231
負債及び純資産の部合計		671,171	680,714

■損益計算書

(単位：百万円)

科目	期別	令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)	令和4年度 (R4.4.1~R5.3.31)
経常収益		10,187	10,005
資金運用収益		8,868	8,462
貸出金利息		7,881	7,491
預け金利息		226	285
有価証券利息配当金		692	619
その他の受入利息		67	65
役務取引等収益		1,022	1,028
受入為替手数料		440	394
その他の役務収益		582	634
その他業務収益		77	91
外国為替売買益		13	15
国債等債券売却益		5	—
国債等債券償還益		0	0
その他の業務収益		57	75
その他経常収益		219	422
償却債権取立益		155	285
株式等売却益		50	132
金銭の信託運用益		0	0
その他の経常収益		12	3
経常費用		9,646	9,057
資金調達費用		52	38
預金利息		47	36
給付補填備金繰入額		4	2
役務取引等費用		1,119	1,078
支払為替手数料		113	90
その他の役務費用		1,005	987
その他業務費用		22	16
国債等債券売却損		7	—
国債等債券償還損		8	10
その他の業務費用		6	6
経常費用		7,017	6,858
人件費		4,401	4,316
物件費		2,347	2,268
税金		269	273
その他経常費用		1,434	1,065
貸倒引当金繰入額		999	714
貸出金償却		164	135
株式等償却		2	0
金銭の信託運用損		24	—
その他の経常費用		243	216
経常利益		541	948
特別利益		4	3
固定資産処分益		0	3
その他の特別利益		4	—
特別損失		84	218
固定資産処分損失		26	15
減損損失		58	203
税引前当期純利益		461	732
法人税、住民税及び事業税		71	20
法人税等調整額		64	224
法人税等合計		136	244
当期純利益		325	487
繰越金(当期末残高)		405	550
遡及処理後繰越金(当期末残高)		405	550
土地再評価差額金取崩額		25	105
当期末処分剰余金		755	1,144

■剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科目	期別	令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)	令和4年度 (R4.4.1~R5.3.31)
当期末処分剰余金		755	1,144
合計		755	1,144
剰余金処分額		205	243
利益準備金		75	114
普通出資に対する配当金		42	41
優先出資に対する配当金		87	87
繰越金(当期末残高)		550	901

■会計監査人の監査

令和4年6月27日開催の第91期通常総代会及び、令和5年6月26日開催の第92期通常総代会で承認を得た、令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人北三会計社の監査を受けております。

■財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月26日

鹿児島相互信用金庫
理事長 永倉 悦雄

決算の状況

貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、有価証券運用以外を主目的とする金銭の信託において、信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(設備附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 15年～39年 |
| その他 | 5年～20年 |
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先のうち、一定の条件に該当する債務者の債権については、Ⅲ分類とされた債権額から、合理的に見積られたキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額を予想損失額(引当額)として算出する方法(キャッシュフロー控除法)により計上しております。上記以外の債権については、過去1年間又は3年間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した二次査定部が資産査定を検証し、さらに自己査定検証部が検証した自己査定結果に基づいて引当金額を算定しております。算定した引当金額についてリスク管理部が検証し監査部が監査を行い、上記の引当を実施しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,950百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
- 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | ▲66,857百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月分) 0.6349%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金55百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
12. その他の引当金は、睡眠預金引当金、責任共有制度引当金であります。

13. 睡眠預金引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 責任共有制度引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点での収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約上、年度を跨いだ収益の発生はなく、また履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
17. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
18. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|------------------------------------|----------|
| 貸倒引当金 | 3,443百万円 |
| 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。 | |
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- また、一般貸倒引当金のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した予防的引当金として11百万円を計上しております。対象先は、新型コロナウイルス感染症の影響により条件変更を実施した先のうち、簡易査定先をグルーピングしており、算出方法は、債務者区分が正常先の場合、総と信額に要注意先の実績率から正常先の実績率を差し引いたものを掛けて算出し、債務者区分が要注意先の場合、未保全額に破綻懸念先の実績率から要注意先の実績率を差し引いたものを掛けて算出しております。
- | | |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 1,581百万円 |
|--------|----------|
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- なお、繰延税金資産の主な発生原因は39.に記載しております。
19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
- | | |
|--|-------|
| | 10百万円 |
|--|-------|
20. 子会社等の株式又は出資金の総額 5百万円
21. 子会社等に対する金銭債務総額 18百万円
22. 有形固定資産の減価償却累計額 10,234百万円
23. 有形固定資産の圧縮記帳額 748百万円
24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに登記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,358百万円 |
| 危険債権額 | 24,528百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 678百万円 |
| 合計額 | 26,565百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、9百万円あります。
26. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,497百万円あります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産 有価証券 53,036百万円
 担保資産に対応する債務 借入金 50,000百万円
 日本銀行における「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」への参加による借入金

上記のほか、為替決済、日銀歳入及び日銀当座貸越、市税収納保証等の取引の担保として定期預金10,006百万円、有価証券1,370百万円を差し入れております。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法第3条第3項に定める	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号及び同条第4号に定める地方税法（固定資産税評価額）と地価税法（路線価等）に基づいて、実行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
再評価の方法	同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
	1,998百万円

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募「金融商品取引法第2条第3項」による社債に対する当庫の保証債務の額は130百万円であります。

30. 出資1口当たりの純資産額 2,645円18銭

31. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会において資産及び負債の総合的管理を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会、リスク管理委員会、理事会が開催され、審議・報告が行われております。さらに与信管理の状況については、融資部、企業サポート部、リスク管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部・リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM委員会によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM委員会規程において、資産・負債の構成内容を総合的に管理し、その最適組み合わせを実現し、適正利益を安定的に確保するために経営全般に亘る具体的方策を決定することとしており、必要ある場合は理事会に付議・報告することとしております。

リスク管理部において統合的リスク管理表によるリスク量の計量化を行うと共に、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の監督の下、余裕資金運用基準等に基づき行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。経営企画部で保有している株式等の多くは、純投資目的で保有しているものであり、投資先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経営企画部を通じ、ALM委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5項二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は6,866百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理要領により、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注2）参照）。また、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	197,458	198,075	616
(2) 買入金銭債権	636	635	△0
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	799	800	0
その他有価証券	85,254	85,254	—
(4) 貸出金（*1）	366,785		
貸倒引当金（*2）	△3,414		
	363,371	361,995	△1,375
金融資産計	647,520	646,760	△759
(1) 預金積金	597,910	597,935	24
(2) 借入金	50,000	50,000	—
金融負債計	647,910	647,935	24

（*1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

- (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に信金中金定期預金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

- (2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

- (3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

金庫保証付き私募債は、債権に準じ、債務者区分毎に分類を行い、時価を算出して記載しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32から35に記載しております。

- (4) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、割引手形・手形貸付・当座貸越については残存期間が短期間であるため貸出金計上額

④ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率（過去3ヶ月の新規実行金利の実績値平均）で割り引いた価額

金融負債

- (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、過去3ヶ月の新規預入金利の実績値平均の利率を用いております。

- (2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

決算の状況

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	—
関連法人等株式(*1)	5
非上場株式(*1)(*2)	505
信金中金出資金	2,462
合計	2,973

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	113,458	68,000	16,000	—
有価証券	3,932	14,522	23,481	38,245
満期保有目的の債券	800	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	3,132	14,522	23,481	38,245
買入金銭債権	—	636	—	—
貸出金(*)	40,150	51,795	91,790	137,270
合計	157,542	134,953	131,272	175,516

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	587,036	10,874	—	—
借入金	50,000	—	—	—
合計	637,036	10,874	—	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「外国証券」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、35.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	799	800	0
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	799	800	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		799	800	0

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	861	701	159
	債券	9,292	9,265	26
	国債	—	—	—
	地方債	6,327	6,310	17
	社債	2,964	2,954	9
	その他の証券	4,055	3,884	170
	小計	14,209	13,851	357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	527	642	△114
	債券	55,945	57,936	△1,991
	国債	9,756	10,619	△863
	地方債	25,105	25,758	△653
	社債	21,084	21,558	△474
	その他の証券	14,571	16,238	△1,667
	小計	71,045	74,817	△3,772
合計		85,254	88,669	△3,415

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	326	87	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他の証券	255	45	—
合計	581	132	—

35. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は該当ありません。

減損処理基準

時価のある有価証券につきましては、期末日の時価の下落率が50%以上の場合は、すべて減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満の著しい下落については、回復の可能性があると認められる銘柄を除いて減損処理を行っております。時価を把握することが極めて困難と認められる株式につきましては、期末日の実質価額が当該株式を取得した時のそれと比較して50%程度以上下落した場合は減損処理を行っております。

36. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	300	—

37. 満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は53,832百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,943百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	4,374百万円
退職給付引当金	420百万円
未収利息	49百万円
賞与引当金	80百万円
その他有価証券評価差額金	956百万円
減損損失	148百万円
その他	336百万円
繰延税金資産小計	6,366百万円
評価性引当額	△4,642百万円
繰延税金資産合計	1,724百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	142百万円
繰延税金負債合計	142百万円
繰延税金資産の純額	1,581百万円

40. 会計方針の変更

該当なし

41. 表示方法の変更

該当なし

損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益金額47円54銭
 3. その他の経常収益について
 その他の経常収益には、不祥事弁済分2百万円を含んでおります。
 4. その他の経常費用について
 その他の経常費用には、時効預金払戻額152百万円、責任共有制度負担金47百万円、睡眠預金引当金繰入額15百万円を含んでおります。
 5. 減損損失について
 減損損失には、旧ボサド支店162百万円、旧志布志支店29百万円、向田出張所12百万円を含んでおります。

■退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を採用しています。
 また、複数の信用金庫等により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）、全国信用金庫厚生年金基金にも加入しております。

■退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
退職給付債務 (A)	3,093,084	2,968,402
年金資産 (B)	3,886,967	3,840,900
前払年金費用 (C)	△431,115	△509,517
未認識過去勤務費用 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	△410,941	△362,981
その他 (会計基準変更時差異の未処理額) (F)	—	—
退職給付引当金 (A-B-C-D-E-F)	48,173	—

■退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
勤務費用 (A)	473,355	467,691
利息費用 (B)	11,446	16,183
期待運用収益 (C)	△93,581	△97,174
過去勤務費用の費用処理額 (D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	△35,721	△45,576
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等) (G)	—	—
退職給付費用 (A+B+C+D+E+F+G)	355,498	341,123

■退職給付債務の計算の基礎に関する事項

	令和3年度	令和4年度
(1) 割引率 (確定給付企業年金)	0.56%	0.84%
割引率 (退職金)	0.48%	0.70%
(2) 長期期待運用収益率	2.50%	2.50%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	給付算定式基準
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年 (発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	

経営指標

■令和4年度の事業概況

1. 金融経済環境

世界経済は、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価格の高騰やコロナ禍からの回復による経済活動の活発化を起因とした物価上昇、各国におけるインフレ抑制のための金融引締めを受けた景気後退懸念などに加え、台湾を巡る中国の動きや北朝鮮等の地政学的緊張など、難しい局面を迎えています。

日本経済については、世界各国が利上げに動く中、金融緩和策の維持を受けた内外金利差の進展により円安が進み、輸入価格の上昇、原材料高に伴う物価高を招いています。これに対して大企業を中心に、近年にない賃上げの動きも見られていますが、中小企業に波及するまでには至っていない状況です。

県内経済は、これまでコロナ禍の影響を強く受けていた飲食・観光業の復調もうかがえるなど、持ち直しの動きが見え始めているほか、馬毛島への自衛隊基地の建設による経済面への波及や、かごしま国体開催、インバウンドの3年ぶりの再開など明るい話題もありますが、人手不足や原材料価格の高騰などの不安材料は未だ多く、今後、需要の回復をいかに取り込んでいけるかが課題と言えます。

2. 預積金残高・貸出金残高

令和4年度の預積金については、定期預金金利と普通預金金利に大差がないことから、要求性預金に資金が留まり、預積金全体の期末残高は前期比2,208百万円減少し、597,910百万円となりました。また、貸出金については、ゼロゼロ融資の返済や資金需要が盛り上がり欠けていること等から同比3,148百万円減少し、366,785百万円となりました。

3. 損益状況

収益面では、貸出金残高の減少に加え、金融機関相互の競争等による貸出金利回りの低下を受けた貸出金利息が減少したこと等から、経常収益は同比182百万円減少の10,005百万円となりましたが、個別貸倒引当金繰入額の減少や物件費、人件費の削減等により経常費用が同比589百万円減少したため、経常利益は同比407百万円増加の948百万円となりました。これに旧店舗の減損損失を踏まえた当期純利益は同比162百万円増加の487百万円となり、令和4年度の決算は減収増益という結果となりました。

4. 今後の課題

令和5年度は新中期計画の最終年度として、業務運営方針の基本テーマに「お取引先の成長と自分の成長に働きがいを求めて」を掲げました。人口減少等の社会問題、資源価格の高騰や円安による物価高、新型コロナウイルス感染症の不透明感の影響など、地域経済、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

当金庫が将来にわたって役割を果たすためには、お取引先の課題解決に注力して成長を促進し、そのお取引先の発展により地域を活性化させることで、持続的な経営基盤を構築していく必要があります。

当金庫は、それらの取組みを通じて職員が成長するとともに、働きがいを感じ、更なる取引先の課題解決を推進し、安定的な収益を確保するという好循環を生み出していく必要があるものと考えます。

また、経営環境に合わせた店舗政策の工夫や人員の適正かつ効率的な配置、事務の効率化・生産性向上を通じて、お客さまへの金融サービスの維持・向上に取り組んでまいります。

■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	平成30年度 (平成31年3月末)	令和元年度 (令和2年3月末)	令和2年度 (令和3年3月末)	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
経常収益	11,853	11,030	10,477	10,187	10,005
経常利益	558	433	629	541	948
当期純利益	458	265	355	325	487
預金積金残高	562,585	562,616	601,557	600,118	597,910
貸出金残高	371,737	373,445	387,309	369,933	366,785
有価証券残高	74,981	74,976	85,713	86,820	86,565
出資総額	6,377	7,335	7,295	7,249	7,185
うち普通出資	4,377	4,335	4,295	4,249	4,185
うち優先出資	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000
出資総口数	9,755 千口	10,171 千口	10,091 千口	9,998 千口	9,871 千口
うち普通出資	8,755 千口	8,671 千口	8,591 千口	8,498 千口	8,371 千口
うち優先出資	1,000 千口	1,500 千口	1,500 千口	1,500 千口	1,500 千口
出資に対する配当金 (出資1口当たり)					
普通出資	10 円	10 円	10 円	5 円	5 円
優先出資	58 円	58 円	58 円	58 円	58 円
役員数	17 人	17 人	17 人	17 人	17 人
うち常勤役員数	10 人	10 人	11 人	11 人	11 人
職員数	634 人	606 人	576 人	574 人	557 人
会員数	90,040 人	89,480 人	87,657 人	86,158 人	84,350 人
純資産額	26,928	27,107	28,630	27,634	25,231
総資産額	600,599	599,426	669,139	671,171	680,714
単体自己資本比率	7.40 %	7.66 %	7.80 %	7.92 %	8.06 %

■業務粗利益、業務粗利益率

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度
業務粗利益	8,774	8,448
資金運用収支	8,816	8,423
役務取引等収支	△96	△49
その他の業務収支	54	74
業務粗利益率	1.35	1.29

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■資金運用収支の状況

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	8,868	8,462
資金調達費用	52	38
資金運用収支	8,816	8,423

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度24千円、令和4年度18千円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■役務取引等収支の状況

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	1,022	1,028
受入為替手数料	440	394
その他の受入手数料	582	634
役務取引等費用	1,119	1,078
支払為替手数料	113	90
その他の支払手数料	858	833
その他の役務取引等費用	146	154
役務取引等収支	△96	△49

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■その他業務収支の状況

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
その他業務収益	77	91
外国為替売買益	13	15
国債等債券売却益	5	—
国債等債券償還益	0	0
その他の業務収益	57	75
その他業務費用	22	16
国債等債券売却損	7	—
国債等債券償還損	8	10
その他の業務費用	6	6
その他業務収支	54	74

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	2,226	1,767
実質業務純益	1,778	1,633
コア業務純益	1,788	1,643
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,740	1,641

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示しております。

決算の状況

■資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位：百万円、%)

	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	649,832	8,868	1.36	654,405	8,462	1.29
うち貸出金	381,297	7,881	2.06	370,791	7,491	2.02
うち預け金	177,153	226	0.12	189,715	285	0.15
うち買入金銭債権	1,112	3	0.29	650	2	0.31
うち有価証券	87,654	692	0.78	90,728	619	0.68
資金調達勘定	640,167	52	0.00	644,501	38	0.00
うち預金積金	606,207	52	0.00	602,198	38	0.00
うち借入金	34,260	0	0.00	42,602	—	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度410百万円、令和4年度378百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度300百万円、令和4年度300百万円)及び利息(令和3年度24千円、令和4年度18千円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	11	△224	△212	△219	△186	△406
うち貸出金	△77	△231	△308	△237	△152	△389
うち預け金	31	15	47	5	53	58
うち買入金銭債権	0	0	0	△1	0	△1
うち有価証券	58	△8	50	14	△87	△72
支払利息	45	△119	△74	△13	—	△13
うち預金積金	45	△119	△73	△13	—	△13
うち借入金	0	—	0	—	—	—

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■総資金利鞘

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回り	1.36	1.29
資金調達原価率	1.10	1.06
総資金利鞘	0.26	0.23

■総資産利益率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.08	0.14
総資産当期純利益率	0.04	0.04

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高(債務保証見返を除く)}} \times 100$

■役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	169

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」137百万円、「退職慰勞金」31百万円となっております。

なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和4年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

決算の状況

預 金

■預金種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	289,863	302,481
うち有利息預金	266,690	278,666
定期性預金	313,893	297,144
うち固定金利定期預金	296,896	297,129
うち変動金利定期預金	16	15
その他	2,451	2,573
計	606,207	602,198
譲渡性預金	—	—
合計	606,207	602,198

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■定期預金金利種類別残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
固定金利定期預金	286,293	271,041
変動金利定期預金	16	15
その他	—	—
合計	286,309	271,056

貸 出

■貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合計
令和3年度	1,752	15,646	345,112	18,786	381,297
令和4年度	1,572	16,535	332,926	19,756	370,791

- (注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	506	24,822	6.70	502	26,635	7.26
農 業、 林 業	437	5,000	1.35	431	5,025	1.37
漁 業	210	12,296	3.32	205	12,220	3.33
鉱業、採石業、砂利採取業	14	2,391	0.64	13	2,451	0.66
建 設 業	1,462	39,619	10.70	1,394	39,359	10.73
電気・ガス・熱供給・水道業	150	11,551	3.12	149	10,881	2.96
情 報 通 信 業	34	1,036	0.28	33	1,050	0.28
運 輸 業、 郵 便 業	208	12,772	3.45	212	12,215	3.33
卸 売 業、 小 売 業	1,313	35,414	9.57	1,276	34,328	9.35
金 融 業、 保 険 業	53	2,515	0.67	50	3,634	0.99
不 動 産 業	765	58,564	15.83	783	59,672	16.26
物 品 賃 貸 業	31	1,310	0.35	30	1,270	0.34
学術研究、専門・技術サービス業	170	4,121	1.11	170	3,912	1.06
宿 泊 業	110	7,875	2.12	109	8,086	2.20
飲 食 業	644	9,753	2.63	632	8,975	2.44
生活関連サービス業、娯楽業	373	10,617	2.86	362	10,147	2.76
教 育、 学 習 支 援 業	38	4,037	1.09	38	3,803	1.03
医 療 ・ 福 祉	397	22,586	6.10	392	22,656	6.17
そ の 他 の サ ー ビ ス	575	12,718	3.43	559	12,024	3.27
小 計	7,490	279,006	75.42	7,340	278,353	75.88
地 方 公 共 団 体	20	12,543	3.39	22	12,453	3.39
個人(住宅・消費・納税資金等)	23,659	78,383	21.18	22,480	75,978	20.71
合計	31,169	369,933	100.00	29,842	366,785	100.00

- (注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸出金利種別残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
固定金利貸出金	177,206	177,177
変動金利貸出金	192,727	189,608
合計	369,933	366,785

■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

		令和3年度	令和4年度
設備資金	残高	191,164	190,488
	構成比	51.68	51.93
運転資金	残高	178,769	176,296
	構成比	48.32	48.07
合計		369,933	366,785

■貸出金担保別残高

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金		1,785	1,542
有価証券		—	—
不動産		7,050	6,611
不動産		86,382	85,797
その他		252	1,342
信用保証協会・信用保険		78,816	77,829
保証		173,391	171,523
信用		22,254	22,137
合計		369,933	366,785

■債務保証見返担保別残高

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金		223	220
有価証券		—	—
不動産		500	454
不動産		2,802	2,396
その他		—	—
信用保証協会・信用保険		30	26
保証		2,246	1,859
信用		32	64
合計		5,836	5,021

■貸倒引当金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
一般貸倒引当金 (対前年増減)	481 (△447)	346 (△134)
個別貸倒引当金 (対前年増減)	4,454 (1,201)	3,096 (△1,358)
合計 (対前年増減)	4,935 (753)	3,443 (△1,492)

■貸出金償却額

(単位：百万円)

令和3年度	164
令和4年度	135

■預貸率

(単位：百万円、%)

		令和3年度	令和4年度
貸出金(期末残高)(A)		369,933	366,785
預金(期末残高)(B)		600,118	597,910
預貸率	期末残高(A/B)	61.64	61.34
	期中平均	62.89	61.57

- (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■特定海外債権残高

該当ありません。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和3年度	1,828	1,828	909	919	100.00%	100.00%
	令和4年度	1,358	1,358	891	467	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和3年度	25,808	8,540	5,029	3,511	33.09%	16.89%
	令和4年度	24,528	7,646	5,040	2,605	31.17%	13.37%
要 管 理 債 権	令和3年度	736	360	336	24	48.95%	6.05%
	令和4年度	678	334	315	19	49.34%	5.34%
三月以上延滞債権	令和3年度	-	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和3年度	736	360	336	24	48.95%	6.05%
	令和4年度	678	334	315	19	49.34%	5.34%
小 計 (A)	令和3年度	28,374	10,730	6,275	4,454	37.81%	20.15%
	令和4年度	26,565	9,339	6,246	3,093	35.15%	15.22%
正 常 債 権 (B)	令和3年度	347,555					
	令和4年度	345,389					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和3年度	375,929					
	令和4年度	371,954					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券

■保有有価証券の種類別残高・平均残高

有価証券残高

(単位：百万円、%)

		令和3年度		令和4年度	
			構成比		構成比
国	債	10,315	11.88	9,756	11.27
地	方	34,805	40.08	32,233	37.23
短	期	—	—	—	—
社	債	21,573	24.84	24,048	27.78
株	式	1,928	2.22	1,900	2.19
外	国	6,164	7.09	7,407	8.55
そ	の	12,032	13.85	11,219	12.96
合	計	86,820	100.00	86,565	100.00

有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

		令和3年度		令和4年度	
			構成比		構成比
国	債	9,131	10.41	10,640	11.72
地	方	38,210	43.59	35,281	38.88
短	期	—	—	—	—
社	債	20,979	23.93	23,336	25.72
株	式	1,579	1.80	1,938	2.13
外	国	5,529	6.30	7,261	8.00
そ	の	12,223	13.94	12,269	13.52
合	計	87,654	100.00	90,728	100.00

■商品有価証券の種類別残高・平均残高

該当ありません。

■預証率

(単位：百万円、%)

		令和3年度	令和4年度
有	価	86,820	86,565
預	金	600,118	597,910
預	証	14.46	14.47
率	率	14.45	15.06

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■公共債引受額

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
国	債	—	—
地	方	100	100
政	府	—	—
保	証	—	—
債	債	—	—
合	計	100	100

■公共債ディーリング実績

該当ありません。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国	債	100	—	—	—	—	10,215	—	10,315
		—	—	—	—	—	9,756	—	9,756
地	方	6,619	3,424	1,302	2,941	—	20,517	—	34,805
		2,002	2,310	701	2,724	—	24,494	—	32,233
短	期	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
社	債	801	838	2,868	5,702	10,264	397	699	21,573
		200	1,437	5,596	8,896	6,864	583	469	24,048
株	式	—	—	—	—	—	—	1,928	1,928
		—	—	—	—	—	—	1,900	1,900
外	国	—	504	500	—	—	1,359	3,799	6,164
		200	804	—	—	—	1,306	5,096	7,407
そ	の	363	2,420	2,411	1,510	3,516	—	1,811	12,032
		1,532	1,805	1,869	2,361	2,215	—	1,433	11,219
合	計	7,885	7,187	7,083	10,153	13,780	32,488	8,239	86,820
		3,936	6,357	8,167	13,982	9,080	36,141	8,899	86,565

決算の状況

時価等情報

■有価証券関係

【売買目的有価証券】

該当ありません。

【満期保有目的の債券】

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	6,214	6,241	27	799	800	0
	社債	200	200	0	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	6,414	6,442	28	799	800	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計	6,414	6,442	28	799	800	0	

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等は本表に含めておりません。

【子会社・子法人等株式及び関連法人等株式】

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、後記「市場価格のない株式等」に記載し、本項では記載を省略しております。

【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	905	714	190	861	701	159
	債券	19,655	19,551	104	9,292	9,265	26
	国債	100	100	0	—	—	—
	地方債	9,933	9,875	58	6,327	6,310	17
	社債	9,621	9,576	45	2,964	2,954	9
	その他	9,180	8,716	463	4,055	3,884	170
	小計	29,741	28,983	758	14,209	13,851	357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	512	624	△112	527	642	△114
	債券	40,624	41,326	△702	55,945	57,936	△1,991
	国債	10,215	10,621	△405	9,756	10,619	△863
	地方債	18,657	18,853	△196	25,105	25,758	△653
	社債	11,751	11,851	△99	21,084	21,558	△474
	その他	9,016	9,555	△539	14,571	16,238	△1,667
	小計	50,153	51,507	△1,353	71,045	74,817	△3,772
合計	79,895	80,490	△595	85,254	88,669	△3,415	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等は本表に含めておりません。

【市場価格のない株式等】

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	5	5
非上場株式	505	505
合計	510	510

■デリバティブ取引関係

以下については当金庫は該当ございません。

デリバティブ取引

1. 金利関連取引
2. 通貨関連取引
3. 株式関連取引
4. 債券関連取引
5. 商品関連取引
6. クレジットデリバティブ取引

■金銭の信託関係

【運用目的の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸借対照表計上額	300	300
当事業年度の損益に含まれた 評価差額	—	—

【満期保有目的の金銭の信託】

該当ありません。

【その他の金銭の信託】

該当ありません。

連結財務諸表等

■連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	期別 令和3年度 (令和4年3月末)	期別 令和4年度 (令和5年3月末)
(資産の部)		
現金及び預け金	193,154	205,972
買入金銭債権	669	636
金銭の信託	300	300
有価証券	86,831	86,577
貸出金	369,933	366,785
外国為替	220	46
その他資産	3,508	3,554
有形固定資産	13,443	13,069
建物	4,423	4,307
土地	7,935	7,716
リース資産	164	132
建設仮勘定	—	14
その他の有形固定資産	920	898
無形固定資産	62	115
ソフトウェア	26	79
その他の無形固定資産	36	36
退職給付に係る資産	431	509
繰延税金資産	1,726	1,581
債務保証見返	5,836	5,021
貸倒引当金	△ 4,935	△ 3,443
資産の部合計	671,183	680,726
(負債の部)		
預金積金	600,118	597,910
借入金	35,000	50,000
その他負債	1,098	1,160
賞与引当金	294	288
退職給付に係る負債	48	—
役員退職慰労引当金	108	98
その他の引当金	377	391
再評価に係る繰延税金負債	654	611
債務保証	5,836	5,021
負債の部合計	643,537	655,483
(純資産の部)		
出資金	4,249	4,185
優先出資金	3,000	3,000
利益剰余金	19,883	20,347
会員勘定合計	27,132	27,533
その他有価証券評価差額金	△ 571	△ 3,269
土地再評価差額金	1,084	978
評価・換算差額等合計	513	△ 2,290
純資産の部合計	27,646	25,243
負債及び純資産の部合計	671,183	680,726

■連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	期別 令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)	期別 令和4年度 (R4.4.1~R5.3.31)
経常収益	10,187	10,005
資金運用収益	8,868	8,462
貸出金利息	7,881	7,491
預け金利息	226	285
有価証券利息配当金	692	619
その他の受入利息	67	65
役員取引等収益	1,022	1,028
その他業務収益	77	91
その他経常収益	219	422
償却債権取立益	155	285
その他の経常収益	63	137
経常費用	9,646	9,057
資金調達費用	52	38
預金利息	47	36
給付補填備金繰入額	4	2
役員取引等費用	1,119	1,078
その他業務費用	22	16
経費	7,017	6,858
その他経常費用	1,434	1,065
貸倒引当金繰入額	999	714
その他の経常費用	434	351
経常利益	541	948
特別利益	4	108
固定資産処分益	0	3
その他の特別利益	4	105
特別損失	84	218
固定資産処分損	26	15
減損損失	58	203
税金等調整前当期純利益	461	838
法人税、住民税及び事業税	71	20
法人税等調整額	64	224
法人税等合計	136	244
当期純利益	325	593
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	325	593

■連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科目		期別	令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)	令和4年度 (R4.4.1~R5.3.31)
資本剰余金の部	資本剰余金期首残高		—	—
	資本剰余金増加高		—	—
	資本剰余金減少高		—	—
	資本剰余金期末残高		—	—
利益剰余金の部	利益剰余金期首残高		19,706	19,883
	利益剰余金増加高		325	593
	親会社株主に帰属する当期純利益		325	593
	利益剰余金減少高		172	129
	配当金		172	129
	利益剰余金期末残高		19,883	20,347

連結貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、有価証券運用以外を主目的とする金銭の信託において、信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 15年～39年 |
| その他 | 5年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先のうち、一定の条件に該当する債務者の債権については、Ⅲ分類とされた債権額から、合理的に見積られたキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額を予想損失額（引当額）として算出する方法（キャッシュフロー控除法）により計上しております。上記以外の債権については、過去1年間又は3年間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した二次査定部会が資産査定を検証し、さらに自己査定検証部会が検証した自己査定結果に基づいて引当金額を算定しております。算定した引当金額についてリスク管理部が検証し監査部が監査を行い、上記の引当を実施しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,950百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
- 数理計算上の差異：各連結事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理
- 当金庫並びに連結される子法人及び子法人等は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子法人及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子法人及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | ▲66,857百万円 |

決算の状況

- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月分）
0.6349%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子法人及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金55百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子法人及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。
 - その他の引当金は、睡眠預金引当金、責任共有制度引当金であります。
 - 睡眠預金引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
 - 責任共有制度引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
 - 役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。当金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約上、年度を跨いだ収益の発生はなく、また履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
 - 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る財務諸表にその額を計上した項目において、翌連結会計年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金……………	3,443百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。	

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、一般貸倒引当金のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した予防的引当金として11百万円を計上しております。対象先は、新型コロナウイルス感染症の影響により条件変更を実施した先のうち、簡易査定先をグループ化しており、算出方法は、債務者区分が正常先の場合、総与信額に要注意先の実績率から正常先の実績率を差し引いたものを掛けて算出し、債務者区分が要注意先の場合、未保全額に破綻懸念先の実績率から要注意先の実績率を差し引いたものを掛けて算出しております。

繰延税金資産……………	1,581百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
100万円
 - 子会社等の株式又は出資金の総額
(連結子会社及び連結子法人等の株式又は出資金を除く) 500万円
 - 子会社等に対する金銭債務総額 180万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 10,234百万円
 - 有形固定資産の圧縮記帳額 748百万円
 - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,358百万円
危険債権額	24,528百万円
三年以上延滞債権額	1百万円
貸出条件緩和債権額	678百万円
合計額	26,565百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三年以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三年以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三年以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、9百万円であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,497百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	53,036百万円
担保資産に対応する債務	借入金	50,000百万円

日本銀行における「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」への参加による借入金

上記のほか、為替決済、日銀歳入及び日銀当座貸越、市税収納保証等の取引の担保として定期預金10,006百万円、有価証券1,499百万円を差し入れております。

- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日
平成10年3月31日

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号及び同条第4号に定める地方税法（固定資産税評価額）と地価税法（路線価等）に基づいて、実行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- | | |
|--|----------|
| | 1,998百万円 |
|--|----------|
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募「金融商品取引法第2条第3項」による社債に対する当金庫の保証債務の額は130百万円であります。
 - 出資1口当たりの純資産額 2,993円38銭
 - 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会において資産及び負債の総合的管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理
当金庫は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会、リスク管理委員会、理事会が開催され、審議・報告が行われております。さらに信用管理の状況については、融資部、企業サポート部、リスク管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部・リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALM委員会によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM委員会規程において、資産・負債の構成内容を総合的に管理し、その最適組み合わせを実現し、適正利益を安定的に確保するために経営全般に亘る具体的方策を決定することとしており、必要ある場合は理事会に付議・報告することとしております。

リスク管理部において統合的リスク管理表によるリスク量の計量化を行うと共に、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の監督の下、余裕資金運用基準等に基づき行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。経営企画部で保有している株式等の多くは、純投資目的で保有しているものであり、投資先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経営企画部を通じ、ALM委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5項二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあつての定量的分析に利用しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は6,866百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理要領により、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	197,458	198,075	616
(2) 買入金銭債権	636	635	△0
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	799	800	0
その他の有価証券	85,254	85,254	—
(4) 貸出金（*1）	366,785		
貸倒引当金（*2）	△3,414		
	363,371	361,995	△1,375
金融資産計	647,520	646,760	△759
(1) 預金積金	597,910	597,935	24
(2) 借入金	50,000	50,000	—
金融負債計	647,910	647,935	24

（*1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に信金中定期預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32.から35.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、割引手形・手形貸付・当座貸越については残存期間が短期間であるため貸出金計上額
- ④ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率（過去3ヶ月の新規実行金利の実績値平均）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、過去3ヶ月の新規預入金利の実績値平均の利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注2）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
関連法人等株式（*1）	17
非上場株式（*1）（*2）	505
信金中出資金	2,462
合 計	2,985

（*1）関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	113,458	68,000	16,000	—
有価証券	3,932	14,522	23,481	38,245
満期保有目的の債券	800	—	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの	3,132	14,522	23,481	38,245
買入金銭債権	—	636	—	—
貸出金（*）	40,150	51,795	91,790	137,270
合 計	157,542	134,953	131,272	175,516

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	587,036	10,874	—	—
借入金	50,000	—	—	—
合 計	637,036	10,874	—	—

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「外国証券」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、35.まで同様であります。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	799	800	0
	社 債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小 計	799	800	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		799	800	0

決算の状況

その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	861	701	159
	債券	9,292	9,265	26
	国債	—	—	—
	地方債	6,327	6,310	17
	社債	2,964	2,954	9
	その他の証券	4,055	3,884	170
	小計	14,209	13,851	357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	527	642	△114
	債券	55,945	57,936	△1,991
	国債	9,756	10,619	△863
	地方債	25,105	25,758	△653
	社債	21,084	21,558	△474
	その他の証券	14,571	16,238	△1,667
	小計	71,045	74,817	△3,772
合計		85,254	88,669	△3,415

34. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	326	87	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他の証券	255	45	—
合計	581	132	—

35. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は該当ありません。

減損処理基準 時価のある有価証券につきましては、期末日の時価の下落率が50%以上の場合は、すべて減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満の著しい下落については、回復の可能性があると思われる銘柄を除いて減損処理を行っております。時価を把握することが極めて困難と認められる株式につきましては、期末日の実質価額が当該株式を取得した時のそれと比較して50%程度以上下落した場合は減損処理を行っております。

36. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	300	—

37. 満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は53,832百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,943百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△2,968百万円
年金資産（時価）	3,840
未積立退職給付債務	872
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	△362
未認識過去勤務債務（債務の減額）	—
連結貸借対照表計上額の純額	509
退職給付に係る資産	509
退職給付に係る負債	0

40. 会計方針の変更

該当なし

41. 表示方法の変更

該当なし

連結損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益金額60円10銭
 3. その他の経常収益については、株式売却益132百万円、不祥事弁済分2百万円を含んでおります。
 4. その他の経常費用については、貸出金償却135百万円、時効預金払戻額152百万円、責任共有制度負担金47百万円、睡眠預金引当金繰入額15百万円を含んでおります。
 5. その他の特別利益については、その他の特別利益105百万円は、土地再評価差額金取崩額です。
 6. 減損損失については、旧ボサド支店162百万円、旧志布志支店29百万円、向田出張所12百万円を含んでおります。

■事業の種類別セグメント情報

連結会社は、信用金庫業務以外に一部の事業を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

■連結後の信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,828	1,358
危険債権	25,808	24,528
要管理債権	736	678
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	736	678
小計(A)	28,374	26,565
正常債権(B)	347,555	345,389
総与信残高(A)+(B)	375,929	371,954

子会社等

■金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

当金庫グループは当金庫と「南九州サービス株式会社」で構成されており、信用金庫業務を中心に、現金等の輸送に関する業務請負などの金融サービスを提供しております。

鹿児島相互信用金庫

本支店・出張所／57か店
代理店／1か店

南九州サービス株式会社

持分法適用関連法人

子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当庫 議決権比率	子会社等の 議決権比率
南九州サービス株式会社	鹿児島市泉町2番3号	現金・有価証券・文書等の輸送に関する業務請負	昭和59年3月1日	10 ^{百万円}	50 [%]	— [%]

経営指標（連結）

■直近の事業年度における事業の概況

令和4年度の連結決算においては、南九州サービス株式会社の持分法投資差益により、単体の決算に比べて経常収益が273千円増加しております。その結果、経常利益は948百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は593百万円となりました。なお、パーゼルⅢ基準による自己資本比率は、前期比0.15%上昇して8.07%となりました。

■5連結会計年度における主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	平成30年度 (平成31年3月末)	令和元年度 (令和2年3月末)	令和2年度 (令和3年3月末)	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
連結経常収益	11,854	11,030	10,478	10,187	10,005
連結経常利益	558	433	630	541	948
親会社株主に帰属する当期純利益	465	267	355	325	593
連結純資産額	26,939	27,118	28,642	27,646	25,243
連結総資産額	600,610	599,437	669,151	671,183	680,726
連結自己資本比率	7.41 %	7.66 %	7.80 %	7.92 %	8.07 %

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

I. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,991	27,392
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,249	7,185
うち、利益剰余金の額	19,871	20,335
うち、外部流出予定額（△）	129	128
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	481	346
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	481	346
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	156	71
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	27,629	27,810
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	45	83
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	45	83
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	310	366
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	355	450
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	27,273	27,360
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	325,195	320,688
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,739	1,590
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,739	1,590
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,031	18,481
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	344,227	339,169
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.92%	8.06%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

【自己資本調達手段の概要】

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等であります。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体	鹿児島相互信用金庫	
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	4,185百万円	
非累積的永久優先出資	①発行主体	鹿児島相互信用金庫	
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,000百万円	
期限付劣後ローン	①発行主体	—	
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	一百万円	一百万円
	③償還期限	/	

【オペレーショナル・リスクに関する事項】

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、イベントリスク、風評リスク、法務リスクを含む幅広いリスクと考へ、それぞれのリスクについて管理体制や管理方法に関するリスク管理要領を定め、リスクを認識し評価しております。また、これらのリスクに関しては、顕在化の未然防止及び発生時の極小化に努めるとともに、リスク管理委員会で統合的に管理し、必要に応じて理事会等に付議、報告することで経営陣への報告態勢を整備しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計		325,195	13,007	320,688	12,827
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		309,702	12,388	310,971	12,438
	現金	—	—	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	△143	△5	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	△68	△2	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	170	6	160	6
	地方三公社向け	80	3	99	3
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	29,183	1,167	34,285	1,371
	法人等向け	123,319	4,932	124,989	4,999
	中小企業等向け及び個人向け	64,258	2,570	54,647	2,185
	抵当権付住宅ローン	3,094	123	2,682	107
	不動産取得等事業向け	66,026	2,641	65,898	2,635
	三月以上延滞等	25	1	270	10
	取立未済手形	19	0	21	0
	信用保証協会等による保証付	1,303	52	1,648	65
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
	出資等	△2,951	△118	1,854	74
	出資等のエクスポージャー	△2,951	△118	1,854	74
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外	25,382	1,015	24,412	976
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,500	100	2,500	100
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,511	100	2,511	100
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,965	118	2,965	118
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外のエクスポージャー	17,405	696	16,436	657
	② 証券化エクスポージャー	△0	△0	—	—
	証券化				
	STC要件適用分	—	—	—	—
	非STC要件適用分	△0	△0	—	—
	再証券化	—	—	—	—
	③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13,844	553	8,125	325
	ルック・スルー方式	13,844	553	8,125	325
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
	蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
	フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
	④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,739	69	1,590	63
	⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△90	△3	—	—
	⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
	⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		19,031	761	18,481	739
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）		344,227	13,769	339,169	13,566

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞
$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率については、国内基準である4%を上回っており経営の健全性・安全性を保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 （地域別、業種別及び残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー				
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引						
	地域区分	業種区分	期間区分	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
国 内				658,038	667,248	375,929	371,954	67,292	68,002	339	472	563	526
国 外				2,400	2,400	—	—	2,400	2,400	—	—	—	—
地域別合計				660,438	669,648	375,929	371,954	69,692	70,402	339	472	563	526
製 造 業				29,148	31,651	25,524	27,073	2,797	3,692	—	—	42	24
農 業、林 業				6,388	6,319	6,388	6,319	—	—	—	—	7	9
漁 業				12,652	12,564	12,652	12,564	—	—	—	—	1	33
鉱業、採石業、 砂利採取業				2,391	2,459	2,391	2,451	—	—	—	—	—	—
建 設 業				42,069	41,801	41,760	41,423	230	330	—	—	83	45
電気・ガス・ 熱供給・水道業				26,533	26,907	12,031	11,312	14,501	15,594	—	—	—	—
情 報 通 信 業				1,341	1,552	1,090	1,101	200	400	—	—	—	—
運輸業、郵便業				14,309	13,406	13,724	13,043	399	200	—	—	54	54
卸売業、小売業				37,152	36,856	37,019	35,843	—	897	0	—	142	128
金融業、保険業				194,808	209,739	3,000	4,088	4,500	4,415	0	—	7	7
不 動 産 業				62,370	63,231	61,850	62,513	500	699	—	—	40	40
物 品 賃 貸 業				1,372	1,331	1,317	1,276	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス				4,541	4,321	4,519	4,287	—	—	—	—	0	2
宿 泊 業				8,011	8,218	7,911	8,118	100	100	—	—	—	0
飲 食 業				11,065	10,184	11,065	10,184	—	—	—	—	104	83
生活関連サービス業、 娯 楽 業				12,181	11,646	12,159	11,624	—	—	—	—	1	1
教育、学習支援業				4,547	4,269	4,547	4,269	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉				25,002	24,763	25,002	24,763	—	—	—	—	2	—
その他のサービス				14,348	13,314	14,153	13,152	—	—	—	—	35	16
国・地方公共団体等				59,011	56,529	12,548	12,457	46,462	44,071	—	—	—	—
個 人				65,271	64,083	65,271	64,083	—	—	—	—	39	78
そ の 他				25,919	24,496	—	—	—	—	339	472	—	—
業種別合計				660,438	669,648	375,929	371,954	69,692	70,402	339	472	563	526
1 年 以 下				156,396	199,874	69,927	74,536	7,514	2,399	339	472		
1 年 超 3 年 以 下				140,063	97,293	24,829	24,258	4,733	4,534	—	—		
3 年 超 5 年 以 下				40,381	40,869	34,536	33,517	4,659	6,313	—	—		
5 年 超 7 年 以 下				40,486	46,524	31,701	30,731	8,615	11,793	—	—		
7 年 超 10 年 以 下				85,840	83,676	70,499	64,583	10,341	7,092	—	—		
10 年 超				176,041	181,188	142,712	143,420	33,328	37,767	—	—		
期間の定めのないもの				21,229	20,222	1,722	906	500	500	—	—		
残存期間別合計				660,438	669,648	375,929	371,954	69,692	70,402	339	472		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【リスクの管理の方針及び手続きの概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクの一つであるとの認識にたち、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、役員にその理解と遵守を促すとともに信用リスクを的確に認識する管理態勢を構築しています。また、信用リスクの評価について、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。信用リスク管理状況について、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会等において経営陣に対する報告をする態勢を構築しております。貸倒引当金は、「資産自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度
					令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
一般貸倒引当金	928	481	481	346	—	—	928	481	481	346
個別貸倒引当金	3,253	4,454	4,454	3,096	245	2,206	3,007	2,248	4,454	3,096
合計	4,181	4,935	4,935	3,443	245	2,206	3,936	2,729	4,935	3,443

(注) 当期減少額のうちその他は洗替による取崩額です。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用	その他	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	824	866	866	829	139	126	685	739	866	829	43	143
農業、林業	16	61	61	3	0	55	16	5	61	3	48	60
漁業	102	664	664	1,085	0	18	102	646	664	1,085	3	4
鉱業、採石業、砂利採取業	48	73	73	94	—	—	48	73	73	94	—	—
建設業	1,737	1,759	1,759	336	20	1,506	1,717	253	1,759	336	78	73
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
情報通信業	—	1	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—
運輸業、郵便業	17	26	26	31	—	—	17	26	26	31	—	—
卸売業、小売業	99	156	156	164	11	33	88	123	156	164	24	49
金融業、保険業	3	3	3	2	0	0	2	2	3	2	0	0
不動産業	129	169	169	221	1	1	128	168	169	221	1	1
物品賃貸業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	44	—	—	0	44	—	—	—	—	0	60	1
宿泊業	16	315	315	12	—	268	16	46	315	12	—	268
飲食業	46	63	63	174	1	23	45	39	63	174	5	39
生活関連サービス業、娯楽業	63	83	83	95	—	—	63	83	83	95	2	1
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	9	11	11	14	—	—	9	11	11	14	—	—
その他のサービス	18	19	19	10	8	8	10	11	19	10	16	29
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	73	177	177	17	18	164	54	13	177	17	24	9
合計	3,253	4,454	4,454	3,096	245	2,206	3,007	2,248	4,454	3,096	308	686

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	114,662	—	135,375
10%	1	15,435	1	18,585
20%	1,779	148,751	33,710	172,388
35%	—	8,841	—	7,137
50%	70,866	372	42,643	321
75%	—	81,639	—	49,821
100%	800	214,980	1,000	206,693
150%	—	119	—	67
200%	—	—	—	—
250%	—	2,186	—	1,901
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	660,438		669,648	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- R&I（株式会社格付投資情報センター）
- Moody's（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
- JCR（株式会社日本格付研究所）
- S&P（S&P グローバル・レーティング）

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	8,070	7,960	68,384	105,204	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分説明しご理解をいただいたうえで、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」及び「担保評価規程」等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、国、地方公共団体、政府関係機関等及び適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	0	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
①派生商品取引合計	0	—	0	—
(i) 外国為替関連取引	0	—	0	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	0	—	0	—

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

外国為替関連取引は、すべて先物為替予約であり、取引相手は信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫であることから、リスクについては問題ありません。

有価証券関連取引については、余裕資金運用基準に定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクともに、適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

【証券化エクスポージャーに関する事項】

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当金庫の証券化取引における役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資家として行う証券化取引については、有価証券投資の一環としてとらえ、リスク認識については、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付け情報、時価評価、市場動向等により把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「余剰資金運用基準」に基づき、種類別保有限度額、格付による1銘柄あたりの保有限度額、リスク量限度枠などの基準内での取引に限定し運用・管理を行っております。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品（再証券化商品を含む。）への投資にあたっては、当金庫の「余剰資金運用基準」において、事前に当該商品およびその裏付資産に係る市場の状況や当該商品に関するモニタリングに必要な各種情報が継続的に入手可能であること等を確認し、裏付資産の状況・パフォーマンス、内包されるリスク等の分析を行うこととし、また、保有する証券化商品（再証券化商品を含む。）については当金庫の「時価会計基準」において半期ごとにモニタリングを行い、状況（時価、評価損益、裏付資産に係る情報等）について理事長まで報告する体制としています。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(4) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の時価会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ R&I（株式会社格付投資情報センター）
- ・ JCR（株式会社日本格付研究所）
- ・ Moody's（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
- ・ S&P（S&P グローバル・レーティング）

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	1,467	1,467	1,444	1,444
非 上 場 株 式 等	3,029	3,029	3,029	3,029
合 計	4,496	4,496	4,473	4,473

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度	令和4年度
売 却 益	50	132
売 却 損	—	—
償 却	2	0

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	79	51

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

【信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価、残高の限度額管理及びリスク量の計測による把握によって行い、その管理については、設定された残高限度枠、リスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を担当役員に定期的に報告しております。また、運用状況についてはALM委員会に諮るとともに、リスク管理の状況についてはリスク管理委員会を通じて適切なリスク管理に努めております。なお、株式関連商品への投資は、有価証券の投資方針に定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他の出資金に関するリスク管理の状況については、財務諸表や運用報告を基にしたモニタリングを実施するとともに、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の時価会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	15,824	17,674
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	6,866	8,574	—	324	—	324	—	—
2	下方パラレルシフト	—	543	—	—	—	—	—	—
3	スティーブ化								
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	6,866	8,574	—	324	—	324	—	—
		ホ				へ			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
8	自己資本の額	27,360		27,273		27,360		27,273	

【金利リスクに関する事項】

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫のすべての金利感応資産・負債を管理対象として、重要性をふまえて金利リスクを計測しています。

金利リスク計測については、△EVE（金利変動に伴う経済価値の変化量）、VaR（バリュー・アット・リスク）といった指標を用いています。

VaRの上限枠は年度ごとにリスク管理委員会で決定し、その遵守状況についてはリスク管理部署がリスク管理委員会において月次で報告しています。また、△EVEは四半期ごとに計測し、経営陣に報告し適切に管理しています。

なお、当金庫では金利リスクの削減手法としてのヘッジ取引は行っていません。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

(2) 金利リスクの算定方法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの）および金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.90年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	10年
流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提	コア預金モデルを使用して流動性預金に金利改定の満期を割り当てています。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した Δ EVEの正値のみ合算しており、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	割引金利にはリスクフリーレートを使用しています。キャッシュ・フローには信用スプレッド等を含めています。
内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	当金庫はコア預金内部モデルにより算出したコア預金を使用して Δ EVE及び Δ NIIを算出していますが、重大な影響を及ぼすその他の前提は該当ありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する事項	Δ EVE、 Δ NIIともに算定方法に関する変更はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期末時点の重要性テストの結果は25.094%であり、引き続きリスクコントロールに努めてまいります。

②自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・当金庫では、銀行勘定の金利リスクをVaR（観測期間5年、保有期間1年、信頼水準99%）により定期的に計測し、リスク管理委員会に報告するなど、モニタリングを実施しております。

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

Ⅱ. 連結における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	27,003	27,404
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,249	7,185
うち、利益剰余金の額	19,883	20,347
うち、外部流出予定額(△)	129	128
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	481	346
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	481	346
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	156	71
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	27,641	27,822
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	45	83
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	45	83
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	310	366
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	355	450
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	27,285	27,372
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	325,207	320,700
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,739	1,590
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,739	1,590
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,031	18,481
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の合計額 (ニ)	344,239	339,181
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.92%	8.07%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

【連結の範囲に関する事項】

- ・「自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」第5条に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因につきましては、連結自己資本比率算定上の対象会社と連結財務諸表の対象会社が相違しないことから、該当はありません。
- ・「自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の純資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」に該当する事項は、特にありません。
- ・「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の純資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」に該当する事項は、特にありません。
- ・「連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要」に該当する事項は、特にありません。

【自己資本調達手段の概要】

内容は単体と同じです。53ページをご覧ください。

【オペレーショナル・リスクに関する事項】

内容は単体と同じです。53ページをご覧ください。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	325,207	13,008	320,700	12,828
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	309,714	12,388	310,983	12,439
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	△143	△5	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	△68	△2	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	170	6	160	6
地方三公社向け	80	3	99	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	29,183	1,167	34,285	1,371
法人等向け	123,319	4,932	124,989	4,999
中小企業等向け及び個人向け	64,258	2,570	54,647	2,185
抵当権付住宅ローン	3,094	123	2,682	107
不動産取得等事業向け	66,029	2,641	65,898	2,635
三月以上延滞等	25	1	270	10
取立未済手形	19	0	21	0
信用保証協会等による保証付	1,303	52	1,648	65
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	△2,939	△117	1,866	74
出資等のエクスポージャー	△2,939	△117	1,866	74
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	25,382	1,015	24,412	976
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,500	100	2,500	100
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,511	100	2,511	100
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,965	118	2,965	118
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	17,405	696	16,436	657
②証券化エクスポージャー	△0	△0	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	△0	△0	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13,844	553	8,125	325
ルック・スルー方式	13,844	553	8,125	325
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,739	69	1,590	63
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△90	△3	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	19,031	761	18,481	739
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	344,239	13,769	339,181	13,567

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞
$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

内容は単体と同じです。55ページをご覧ください。

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 〈地域別、業種別及び残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	地域区分 業種区分 期間区分	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
国 内	658,050	667,261	375,929	371,954	67,292	68,002	339	472	563	526
国 外	2,400	2,400	—	—	2,400	2,400	—	—	—	—
地域別合計	660,450	669,661	375,929	371,954	69,692	70,402	339	472	563	526
製 造 業	29,148	31,651	25,524	27,073	2,797	3,692	—	—	42	24
農 業、 林 業	6,388	6,319	6,388	6,319	—	—	—	—	7	9
漁 業	12,652	12,564	12,652	12,564	—	—	—	—	1	33
鉱業、採石業、 砂利採取業	2,391	2,459	2,391	2,451	—	—	—	—	—	—
建 設 業	42,069	41,801	41,760	41,423	230	330	—	—	83	45
電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	26,533	26,907	12,031	11,312	14,501	15,594	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,341	1,552	1,090	1,101	200	400	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	14,321	13,418	13,724	13,043	399	200	—	—	54	54
卸 売 業、 小 売 業	37,152	36,856	37,019	35,843	—	897	0	—	142	128
金 融 業、 保 険 業	194,808	209,739	3,000	4,088	4,500	4,415	0	—	7	7
不 動 産 業	62,370	63,231	61,850	62,513	500	699	—	—	40	40
物 品 賃 貸 業	1,372	1,331	1,317	1,276	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス	4,541	4,321	4,519	4,287	—	—	—	—	0	2
宿 泊 業	8,011	8,218	7,911	8,118	100	100	—	—	—	0
飲 食 業	11,065	10,184	11,065	10,184	—	—	—	—	104	83
生活関連サービス業、 娯 楽 業	12,181	11,646	12,159	11,624	—	—	—	—	1	1
教育、学習支援業	4,547	4,269	4,547	4,269	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	25,002	24,763	25,002	24,763	—	—	—	—	2	—
その他のサービス	14,348	13,314	14,153	13,152	—	—	—	—	35	16
国・地方公共団体等	59,011	56,529	12,548	12,457	46,462	44,071	—	—	—	—
個 人	65,271	64,083	65,271	64,083	—	—	—	—	39	78
そ の 他	25,919	24,496	—	—	—	—	339	472	—	—
業種別合計	660,450	669,661	375,929	371,954	69,692	70,402	339	472	563	526
1 年 以 下	156,396	199,874	69,927	74,536	7,514	2,399	339	472	—	—
1 年 超 3 年 以 下	140,063	97,293	24,829	24,258	4,733	4,534	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	40,381	40,869	34,536	33,517	4,659	6,313	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	40,486	46,524	31,701	30,731	8,615	11,793	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	85,840	83,676	70,499	64,583	10,341	7,092	—	—	—	—
10 年 超	176,041	181,188	142,712	143,420	33,328	37,767	—	—	—	—
期間の定めのないもの	21,241	20,234	1,722	906	500	500	—	—	—	—
残存期間別合計	660,450	669,661	375,929	371,954	69,692	70,402	339	472	563	526

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

【リスクの管理の方針及び手続きの概要】

内容は単体と同じです。57ページをご覧ください。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

内容は単体と同じです。57ページをご覧ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

内容は単体と同じです。57ページをご覧ください。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	114,662	—	135,375
10%	1	15,435	1	18,585
20%	1,779	148,751	33,710	172,388
35%	—	8,841	—	7,137
50%	70,866	372	42,643	321
75%	—	81,639	—	49,821
100%	800	214,992	1,000	206,705
150%	—	119	—	67
200%	—	—	—	—
250%	—	2,186	—	1,901
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	660,450		669,661	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項】

内容は単体と同じです。58ページをご覧ください。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

内容は単体と同じです。58ページをご覧ください。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

内容は単体と同じです。58ページをご覧ください。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

内容は単体と同じです。59ページをご覧ください。

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

内容は単体と同じです。59ページをご覧ください。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

【証券化エクスポージャーに関する事項】

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

内容は単体と同じです。60ページをご覧ください。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

内容は単体と同じです。60ページをご覧ください。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

内容は単体と同じです。60ページをご覧ください。

(4) 証券化取引に関する会計方針

内容は単体と同じです。60ページをご覧ください。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

内容は単体と同じです。60ページをご覧ください。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	1,467	1,467	1,444	1,444
非 上 場 株 式 等	3,041	3,041	3,041	3,041
合 計	4,508	4,508	4,485	4,485

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

内容は単体と同じです。60ページをご覧ください。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

内容は単体と同じです。60ページをご覧ください。

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

【信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

内容は単体と同じです。61ページをご覧ください。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

内容は単体と同じです。61ページをご覧ください。

(9) 金利リスクに関する事項

内容は単体と同じです。61ページをご覧ください。

【金利リスクに関する事項】

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

内容は単体と同じです。61ページをご覧ください。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

内容は単体と同じです。62ページをご覧ください。

(10) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

店舗一覧

				キャッシュコーナー		視覚障がい者 対応	昼 休 み	貸 金 庫
				平日	土・日・祝日			
鹿 児 島 市 地 区	本店営業部	〒892-0822 鹿児島市泉町2番3号	☎(099)223-5111	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	上町支店	〒892-0816 鹿児島市山下町17番22号	☎(099)226-2266	8:50~17:00	—	♠	◆	
	城南支店	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町31番20号	☎(099)226-5056	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	城北支店	〒890-0005 鹿児島市下伊敷一丁目7番1号	☎(099)227-5111	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	高見馬場支店	〒892-0847 鹿児島市西千石町17番30号	☎(099)226-6211	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	武町支店	〒890-0053 鹿児島市中央町10番地	☎(099)251-1200	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	荒田支店	〒890-0056 鹿児島市下荒田三丁目16番21号	☎(099)254-0186	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	脇田支店	〒890-0073 鹿児島市宇宿三丁目28番13号	☎(099)251-8419	8:50~18:00	—	♠	◆	
	原良支店	〒890-0041 鹿児島市城西三丁目10番5号	☎(099)258-3261	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	南支店	〒891-0115 鹿児島市東開町3番72号	☎(099)267-3411	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	田上支店	〒890-0034 鹿児島市田上二丁目28番20号	☎(099)257-5581	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	武岡支店	〒890-0031 鹿児島市武岡四丁目42番21号	☎(099)281-7322	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	慈眼寺支店	〒891-0141 鹿児島市谷山中央五丁目10番15号	☎(099)268-3311	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	新栄支店	〒890-0072 鹿児島市新栄町19番4号	☎(099)256-3300	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	坂元支店	〒892-0862 鹿児島市坂元町23番2号	☎(099)248-2000	8:50~18:00	—	♠	◆	
	吉野支店	〒892-0877 鹿児島市吉野四丁目38番8	☎(099)244-3211	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	西郷団地支店	〒890-0032 鹿児島市西陵一丁目1番8号	☎(099)281-5577	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	谷山港支店	〒891-0122 鹿児島市南栄六丁目2番地30	☎(099)260-3331	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	紫原支店	〒890-0082 鹿児島市紫原四丁目13番16号	☎(099)258-7300	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
谷山北支店	〒891-0104 鹿児島市山田町字馬之口387番地3	☎(099)275-2911	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲	
桜島支店	〒891-1419 鹿児島市桜島横山町38番地3	☎(099)293-3736	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆		

南 薩 地 区	加世田支店	〒897-0006 南さつま市加世田本町18番地25	☎(0993)53-3011	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	川辺支店	〒897-0215 南九州市川辺町平山字本町6998番地3	☎(0993)56-0476	8:50~18:00	—	♠	◆	
	吹上支店	〒899-3301 日置市吹上町中原2927番地1	☎(099)296-2337	8:50~18:00	—	♠	◆	
	伊集院支店	〒899-2502 日置市伊集院町徳重三丁目12番地11	☎(099)273-6071	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	▲
	指宿支店	〒891-0401 指宿市大牟礼一丁目6番15号	☎(0993)22-2287	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		

中 薩 地 区	串木野支店	〒896-0014 いちき串木野市元町165番1	☎(0996)32-8888	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	川内中央支店	〒895-0052 薩摩川内市神田町5番5号	☎(0996)22-5221	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	大小路支店	〒895-0076 薩摩川内市大小路町30番2号	☎(0996)22-7500	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	東郷出張所	〒895-0076 薩摩川内市大小路町30番2号	☎(0996)22-7500	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	市比野支店	〒895-1203 薩摩川内市樋脇町市比野2437番地7	☎(0996)38-0150	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	隈之城支店	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町1470番地1	☎(0996)25-1310	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	▲
	平佐支店	〒895-0012 薩摩川内市平佐町3247番地1	☎(0996)25-2133	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		

視覚障がい者対応	◆ 昼休み導入店舗 ▲ 貸金庫設置
♠ ハンドセット方式	

				キャッシュコーナー		視覚障がい者 対応	休 休 み	貸 金 庫
				平日	土・日・祝日			
北 薩 地 区	出水支店	〒899-0205 出水市本町5番44号	☎(0996)62-1330	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	米ノ津出張所	〒899-0126 出水市六月田町934番地	☎(0996)67-4767	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	野田支店	〒899-0502 出水市野田町下名147番地	☎(0996)84-2511	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	長島支店	〒899-1401 出水郡長島町鷹巣字田島1771番地1	☎(0996)86-1116	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	西長島支店	〒899-1303 出水郡長島町指江字上前田139番地1	☎(0996)88-6671	8:50~18:00	—	♠	◆	
	阿久根支店	〒899-1624 阿久根市大丸町90番地3	☎(0996)72-0381	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		

始 良 地 区	国分支店	〒899-4332 霧島市国分中央三丁目41番12号	☎(0995)46-1151	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	加治木支店	〒899-5215 始良市加治木町本町66番地	☎(0995)63-3355	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	始良支店	〒899-5421 始良市東餅田2491番地1	☎(0995)65-6455	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	隼人支店	〒899-4332 霧島市国分中央三丁目41番12号	☎(0995)46-1151	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		

曾 於 地 区	末吉支店	〒899-8609 曾於市末吉町上町四丁目4番地12	☎(0986)76-1166	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	岩川支店	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6544番地3	☎(099)482-0136	8:50~18:00	—	♠	◆	
	志布志支店	〒899-7103 志布志市志布志町志布志三丁目24番1号	☎(099)472-1167	—	—	—		
	大崎支店	〒899-7305 曾於郡大崎町仮宿字長池1130番地20	☎(099)476-1101	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		

肝 属 地 区	串良支店	〒893-1612 肝属郡東串良町池之原字渡口150番地	☎(0994)63-3141	8:50~18:00	—	♠	◆	
	高山支店	〒893-1207 肝属郡肝付町新富13番地2	☎(0994)65-3141	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	吾平支店	〒893-1101 鹿屋市吾平町上名字町7663番地6	☎(0994)58-5101	8:50~18:00	—	♠	◆	
	鹿屋支店	〒893-0014 鹿屋市寿五丁目2番44号	☎(0994)43-3430	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	西原支店	〒893-0014 鹿屋市寿五丁目2番44号	☎(0994)44-5470	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	垂水支店	〒891-2123 垂水市本町25番地	☎(0994)32-0655	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	大根占支店	〒893-2302 肝属郡錦江町城元612番地	☎(0994)22-0544	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	

種 子 島 地 区	種子島支店	〒891-3111 西之表市西町6番地	☎(0997)22-1341	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	中種子支店	〒891-3604 熊毛郡中種子町野間字蘭牟田5142番地20	☎(0997)27-1141	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	南種子支店	〒891-3701 熊毛郡南種子町中之上字茶屋ノ元2197番2	☎(0997)26-1181	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		

信 用 金 庫 代 理 業 者	佐多代理店 代理店主/牧 伸一	〒893-2601 肝属郡南大隅町佐多伊座敷4109番地	☎(0994)26-1944	—	—	—	◆	
--------------------------------------	--------------------	------------------------------	----------------	---	---	---	---	--

令和5年7月末現在

店外ATM一覧表

設置場所	住 所	取 扱 時 間		視覚障がい者対応
		平 日	土・日・祝日	
鹿児島市役所(共同)	鹿児島市山下町13-1	8:00~18:00	-	♠
山形屋	鹿児島市中町10-15	10:00~19:00	10:00~19:00	♠
マルヤガーデンズ(共同)	鹿児島市呉服町6-5	10:00~20:00	10:00~20:00	
コモナートビル	鹿児島市千日町15-24	8:00~21:00	8:00~21:00	
JR鹿児島中央駅(共同)	鹿児島市中央町1-1	8:00~21:00	8:00~21:00	
そうしん本部ビル	鹿児島市与次郎1-6-30	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
イオン鹿児島鴨池店(共同)	鹿児島市鴨池2-26-30	9:00~21:00	9:00~21:00	
ニシムタスカイマーケット鴨池店(共同)	鹿児島市真砂本町51-1	8:00~21:00	8:00~21:00	
サンキュー新栄店(共同)(※)	鹿児島市新栄町9-1	8:00~21:00	8:00~21:00	
鹿児島県庁(共同)	鹿児島市鴨池新町10-1	9:00~18:00	-	
タイヨー草牟田店(共同)	鹿児島市草牟田2-19-5	8:00~21:00	8:00~21:00	♠
ホームマートニシムタ伊敷店(共同)	鹿児島市伊敷台2-27-11	8:00~21:00	8:00~21:00	♠
タイヨー伊敷団地店	鹿児島市西伊敷3-2-2	9:30~21:00	9:30~21:00	♠
タイヨー吉野店(共同)	鹿児島市吉野町1731	10:00~19:00	10:00~19:00	
パールランド病院	鹿児島市犬迫町2253	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
大峯流通団地(共同)	鹿児島市西別府町2941-40	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
コープかごしま田上店(共同)	鹿児島市田上町3738	9:00~21:00	9:00~21:00	
エヌシティニシムタ谷山店(共同)	鹿児島市卸本町5-35	8:00~21:00	8:00~21:00	
イオンモール鹿児島(共同)	鹿児島市東開町7	9:00~21:00	9:00~21:00	♠
タイヨー坂之上店(共同)	鹿児島市坂之上6-23-2	8:30~21:00	8:30~21:00	
コープかごしま指宿店(共同)	指宿市十二町44	9:30~21:00	9:30~21:00	♠
グロード伊集院店(共同)	日置市伊集院町徳重3-11-1	8:30~21:00	8:30~21:00	♠
神村学園	いちき串木野市別府4460	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
だいわ串木野店(共同)	いちき串木野市ひばりが丘5630	9:30~21:00	9:30~21:00	♠
ブラッセだいわ川内店(共同)	薩摩川内市矢倉町4213-1	10:00~20:00	10:00~20:00	♠
コープかごしま川内店	薩摩川内市中郷1-19-2	9:30~21:00	9:30~21:00	♠
だいわ中郷店(共同)	薩摩川内市原田町16-1	9:30~21:00	9:30~21:00	♠
タイヨー永利店(共同)	薩摩川内市永利町712	9:30~21:00	9:30~21:00	♠
上川内出張所	薩摩川内市御陵下町26-51	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
卓翔会記念病院	薩摩川内市天辰町1512番地1	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
市場バリュートーゴー本店	薩摩川内市東郷町斧淵88	8:00~20:30	8:00~20:30	♠
ブラッセだいわ宮之城店(共同)	薩摩郡さつま町宮之城屋地1508	9:30~21:00	9:30~21:00	
ドラッグコスモス脇本店	阿久根市脇本7502-1	10:00~21:00	10:00~21:00	♠
加治木温泉病院	始良市加治木町木田4714	8:00~19:00	8:50~19:00	♠
イオンタウン始良(共同)	始良市西餅田264-1	9:00~21:00	9:00~21:00	
イオン隼人国分SC(共同)	霧島市隼人町見次1229	9:00~21:00	9:00~21:00	
Aコープ隼人店(※2)	霧島市隼人町内山田1丁目7番1号	8:45~20:00	9:00~19:00	♠
コープかごしま国分店	霧島市国分府中町1-53-1	9:00~21:00	9:00~21:00	♠
タイヨー国分新町店(共同)	霧島市国分新町980	8:30~21:00	8:30~21:00	
フレスポ国分ジャングルパーク(共同)	霧島市国分広瀬2-4-1	9:00~21:00	9:00~21:00	
サンポートしづしアピア(共同)	志布志市志布志町志布志3-24-1	8:30~20:00	9:00~19:00	♠
鹿屋女子高前出張所	鹿屋市西原1-23-7	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
池田病院	鹿屋市下祓川町1830	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
コープかごしま鹿屋店(共同)	鹿屋市礼元2-3785-1	9:30~21:00	9:30~21:00	

(※) 設置金融機関により営業時間は異なります。

(※2) 当庫キャッシュカードでのご入金及び当庫法人キャッシュカードのお取扱いはできません。
視覚障がい者対応/♠ハンドセット方式

令和5年7月末現在

営業地区と店舗配置

本・支店・出張所/57か店
代理店/1か店



当金庫は、奄美市及び大島郡を除く鹿児島県一円と宮崎県都城市を営業地区としております。



鹿児島相互信用金庫

本店営業部 〒892-0822 鹿児島市泉町2番3号
TEL.099-223-5111

本 部 〒890-0062 鹿児島市与次郎一丁目6番30号
TEL.099-259-5222

URL <https://www.shinkin.co.jp/kasosin/>